

## 平成31年第1回印西地区消防組合議会定例会会議録目次

|   |    |
|---|----|
| 招集告示  | 1  |
| 会期予定  | 3  |
| 第 1 日 (2月4日)                                |    |
| 議事日程  | 5  |
| 出席議員  | 6  |
| 欠席議員  | 6  |
| 説明のため出席した者の職氏名                              | 6  |
| 議会事務局出席職員氏名                                 | 6  |
| 開会及び開議                                      | 7  |
| 議事日程の報告                                     | 7  |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名                            | 7  |
| 日程第 2 会期の決定                                 | 7  |
| 日程第 3 諸般の報告                                 | 7  |
| 日程題 4 行政報告                                  | 8  |
| 日程第 5 議案第1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | 9  |
| 日程第 6 議案第2号 平成30年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第1号)     | 11 |
| 日程第 7 議案第3号 平成31年度印西地区消防組合一般会計予算            | 18 |
| 日程第 8 一般質問                                  | 36 |
| 閉 会   | 56 |
| 署名議員  | 57 |

印西地区消防組合告示第1号

平成31年第1回印西地区消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年1月28日

印西地区消防組合管理者 伊 澤 史 夫

1. 期 日 平成31年2月4日（月）午前10時00分より
2. 場 所 印西地区消防組合消防本部セミナー室

○平成31年2月4日

○現在議員10名で次のとおり

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 1番  | 長谷川 | 則夫  |
| 2番  | 山崎  | 幸雄  |
| 3番  | 川上  | 正紀  |
| 4番  | 酢崎  | 義行  |
| 5番  | 岩崎  | 成子  |
| 6番  | 広沢  | 修司  |
| 7番  | 山田  | 喜代子 |
| 8番  | 板橋  | 睦   |
| 9番  | 竹内  | 陽子  |
| 10番 | 近藤  | 瑞枝  |

平成31年第1回印西地区消防組合議会定例会 会期予定

| 会 期   | 月 日   | 曜 | 摘 要  |
|-------|-------|---|--|
| 第 1 日 | 2 / 4 | 月 | 1 開 会<br>2 開 議<br>3 議事日程の報告<br>4 会議録署名議員の指名<br>5 会期の決定<br>6 諸般の報告<br>7 行政報告<br>8 議案審議<br>(議案第1号～第3号上程、説明、質疑、討論、採決)<br>9 一般質問<br>10 閉 会 |

# 第 1 回 定 例 会

(第 1 日)

## 平成31年第1回印西地区消防組合議会定例会

### ○議事日程（第1号）

平成31年2月4日（月曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 平成30年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 3号 平成31年度印西地区消防組合一般会計予算
- 日程第 8 一般質問

○出席議員（8名）

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 1番  | 長谷川 | 則夫  |
| 2番  | 山崎  | 幸雄  |
| 4番  | 酢崎  | 義行  |
| 5番  | 岩崎  | 成子  |
| 7番  | 山田  | 喜代子 |
| 8番  | 板橋  | 睦   |
| 9番  | 竹内  | 陽子  |
| 10番 | 近藤  | 瑞枝  |

○欠席議員（2名）

|    |    |    |
|----|----|----|
| 3番 | 川上 | 正紀 |
| 6番 | 広沢 | 修司 |

---

○説明のため出席した者の職氏名

|             |    |    |
|-------------|----|----|
| 管理者         | 伊澤 | 史夫 |
| 副管理者        | 板倉 | 正直 |
| 会計管理者       | 川上 | 好正 |
| 消防長         | 須藤 | 達也 |
| 消防本部次長      | 浅野 | 富夫 |
| 総務課長        | 豊田 | 徳之 |
| 予防課長        | 中澤 | 厚元 |
| 警防課長        | 石井 | 幸夫 |
| 牧の原<br>消防署長 | 川上 | 秀人 |
| 印西<br>消防署長  | 木間 | 峰高 |
| 白井消防署長      | 伊藤 | 実  |

---

○議会議務局出席職員氏名

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 書記長 | 山下 | 浩一 |
| 書記  | 佐藤 | 秀行 |
| 書記  | 中村 | 幸世 |

---

◎ 開会及び開議の宣告

(午前 9 時 5 9 分)

○議長（近藤瑞枝） 皆様、おはようございます。本日は、公私ともにご多用のところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから平成31年第 1 回印西地区消防組合議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

---

◎ 議事日程の報告

○議長（近藤瑞枝） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしましたとおりです。ご了承願います。

---

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（近藤瑞枝） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によりまして、

2 番 山 崎 幸 雄 議員

4 番 酢 崎 義 行 議員

を指名いたします。

---

◎ 会期の決定

○議長（近藤瑞枝） 日程第 2、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長（近藤瑞枝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日に決定いたしました。

---

◎ 諸般の報告

○議長（近藤瑞枝） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より平成30年 7 月から平成30年10月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告がございましたので、その写しをお手元に配付しておきました。ご了承願います。

次に、今期定例会の説明員の出席要求を行いましたところ、出席通知のありました者の職氏名の写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、平成31年 1 月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付してあります。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---



◎ 行政報告

○議長（近藤瑞枝） 日程第4、行政報告を行います。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 皆さん、おはようございます。本日は、平成31年第1回印西地区消防組合議会定例会に、ご多用の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会の開催に際し、初めに印西消防署大規模改修及び増築工事についてご報告いたします。

本工事は、平成29年度から実施しておりますが、進捗状況は順調に推移しており、外構部分などの一部を残して工事は完了に近づいております。つきましては、3月19日に議員の皆様及び関係各位をお招きし、竣工報告会を実施する予定でありますので、ご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、平成30年10月の平成30年第2回定例会以降の主な行事等についてご報告いたします。

11月9日から15日まで、秋の全国火災予防運動として、組合管内商業施設などにおいて防火ポスターと標語の展示を、また各消防署において立入検査や火災予防の啓発活動を実施いたしました。

11月13日に、正副管理者会議を開催し、第7次実施計画及び平成31年度予算などについて協議いたしました。

11月30日から12月1日まで、神奈川県内において緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練が実施され、最大震度6強の地震による甚大な被害発生の想定のもと、千葉県隊として宿営を伴う形での部隊参集、災害救助を内容とする訓練に当組合も参加いたしました。

12月1日から22日まで、組合管内商業施設などにおいて冬季・年末商戦に伴う特別査察を実施しました。

12月8日に、日本医科大学千葉北総病院において、同病院、印旛保健所、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び栄町消防本部と合同で、災害派遣医療チーム、DMAT等の外部支援の受け入れ活動を主なテーマとした東京湾北部地震を想定した災害実動訓練が実施され、当組合も参加いたしました。

12月12日に、消防本部において例月出納検査を、白井消防署において定期監査を実施いたしました。この結果につきましては、議長からお手元に配付された内容のとおりでございます。

12月14日に、白井市文化センター中ホールにおいて、予防事務研修会を開催し、レイ法律事務所の代表弁護士である佐藤大和弁護士ほか弁護士3名をお招きし、「法律家の視点から見た良い火災原因調査書類」をテーマに貴重な教示をしていただきました。

なお、平成30年中の組合管内における火災発生及び活動状況につきましては、それぞれ前年に比べ火災発生件数が68件で6件の増加、救急出動件数が6,871件で404件の増加、救助出動件数が90件で3件の増加となっております。

平成31年に入りまして、1月12日に印西市、20日に白井市において消防出初式が挙行され、当組合職員も参加いたしました。

1月24日から25日まで、香川県高松市において、第27回全国救急隊員シンポジウムが開催され、当組合職員による高齢者対応に関する発表が行われました。

以上が主な行事等の報告でございます。

本定例会にご提案いたします案件は、条例案1件、本年度補正予算案、来年度予算案の3議案でございます。それぞれご提案申し上げたときに内容の説明をさせていただきますので、よろしく審議くださるよ

うお願い申し上げます。

○議長（近藤瑞枝） これで行政報告が終わりました。

---

◎ 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（近藤瑞枝） 日程第5、議案第1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第1号についてご説明させていただきます。

本案は、消防組織法第37条の規定により、平成25年12月19日付で発出された消防庁次長通知に基づき、印西地区消防組合火災予防条例の一部について改正し、あわせて目次中の符号及び条文中の文言の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第1号について補足説明させていただきます。

本改正は、平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成25年2月に長崎県長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災などの事例を受け、スプリンクラー設備等の重大な消防法令違反のある防火対象物で火災が発生した場合、人命に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、平成25年12月19日付で発出された消防庁次長通知である違対象物に係る公表制度の実施に基づき、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、係る内容を公表することにより、利用者などの防火安全性に対する認識を高めて、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正し、あわせて目次中の符号及び条文中の文言の整理を行うものでございます。

続きまして、本改正の内容についてご説明させていただきます。本改正は、施行期日が複数となる改正であることから、施行期日ごとに条建てで制定し、第1条で文言等の整理関係を、第2条で公表関係を規定するものでございます。

それでは、お手元の審議資料をごらんください。4の新旧対照表、議1-1ページから1-2ページにかけて、第1条として目次中の第3章第1節から第3節まで及び第6章の符号である「～」を「-」に、第11条第1項第6号及び第7号中、変電整備を変電設備にそれぞれ改め、文言の整理を行うものでございます。

続いて、1-2ページから1-3ページにかけて、第2条として、目次中「-第48条」を「-第49条」に、第49条・第50条を第50条・第51条に改めるものでございます。

次に、第7章中、第50条を第51条とし、第49条を第50条とし、第6章中の第48条を第49条とし、第47条の次に第48条として1条を加え、同条の見出しとして防火対象物の消防用設備等の状況の公表を付し、同条第1項において消防用設備等の状況が消防法令に違反する場合には、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、消防長がその旨を公表することができると定めるものでございます。

また、同条第2項において、消防長は同条第1項の規定により、当該公表をしようとするときは当該防火対象物の関係者にその旨を通知することを、同条第3項において公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める旨について定めるものでございます。

議案に戻りまして、附則ですが、本案の第1条の規定については公布の日から、第2条の規定については平成32年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料といたしまして、審議資料1－4ページ以降に、平成25年12月19日付消防庁次長通知、火災予防条例（案）及び火災予防条例施行規則（案）を添付しております。

以上で本案の補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） それでは、2点質問します。

これは重大な違反のある防火対象物ということですが、実際に今まで事例があったのかどうかをお伺いします。これが1点。

それと、施行期日なのですが、第2条の規定は平成32年4月1日ってありますけれども、これなぜ4月1日からなのか、その点について説明をお願いします。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） おはようございます。予防課長の中澤です。山田議員のご質問に対してお答えをさせていただきますと思います。

まず、重大違反の今までの事例はございません。

それと、期日につきましては平成32年4月1日ということで、先ほど消防長からもご説明がありましたとおり、消防庁次長通知で32年の4月1日から施行するようという形でありますので、このようにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤瑞枝） 起立全員です。

したがいまして、議案第1号につきましては原案のとおり可決されました。

◎ 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（近藤瑞枝） 日程第6、議案第2号 平成30年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第2号についてご説明いたします。

本案は、事業費等の確定に伴う減額補正でございます。

歳入歳出の補正額は、歳入歳出それぞれ9,096万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,851万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 総務課長の豊田です。議案第2号について補足説明させていただきます。

お手元の議案第2号審議資料をごらんください。このたび補正をお願いいたしますのは、この資料の中の2、予算補正の理由に記載のとおり、職員の給料、手当等の人件費の精算及び消防車両の更新整備や印西消防署大規模改修及び増築事業、印旛消防署修繕事業に係る設計委託事業など、事業費の確定に伴う精算により9,096万2,000円の減額となりました。これら歳入歳出の増減補正に伴い、分担金を精算させていただきました。これにより1の平成30年度歳入歳出予算補正額（第1号）は、補正前の額34億8,947万8,000円から9,096万2,000円を減額し、補正後の予算額を33億9,851万6,000円とするものです。

それでは、平成30年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

初めに、歳出についてですが、3款消防費は、補正前の額32億6,321万1,000円から8,676万8,000円を減額するものです。

その主な内訳ですが、10ページをお開きください。2節給料は、給与改定による増加はありましたが、昇任者の数が当初見込みを下回ったこと及び育児休暇等による退職者に伴い、1,190万円を減額するものです。

3節職員手当等は、15ページの給与費明細書をごらんください。職員手当につきましては、現在の支給対象者で再算定したところ、職員手当合計で1,773万4,000円を減額するものです。

10ページに戻りまして、4節共済費は、千葉県市町村職員共済組合負担金の積算基礎となる負担金率が当初見込みを下回ったことにより、389万円を減額するものです。

9節旅費は、消防車両更新に係る中間検査及び救急救命士研修に係る旅費などの事業費確定に伴い、35万8,000円を減額するものです。

11節需用費は、昨今の燃料単価の高騰により燃料費は増額となりますが、光熱水費が当初の見込みを下回ったことにより、194万7,000円を減額するものです。

12節役務費は、電話料金等が当初の見込みを下回ったことにより、44万6,000円を減額するものです。

13節委託料は、印西消防署大規模改修及び増築事業に係る工事監理業務委託及び印旛消防署修繕に係る庁舎設計委託事業費の確定に伴い、450万6,000円を減額するものです。

11ページをお願いします。14節使用料及び賃借料は、コンピュータシステム使用料が当初の見込みを下回ったことなどにより、28万1,000円を減額するものです。

15節工事請負費は、印西消防署大規模改修及び増築工事及び西白井消防署修繕事業費の確定に伴い、2,685万7,000円を減額するものです。

18節備品購入費は、化学消防ポンプ自動車など3台の消防車両や総務関係備品に計上しております事務用パソコン等購入事業の事業費の確定に伴い、1,788万4,000円を減額するものです。

19節負担金補助及び交付金は、消防大学校の入校課程の変更や県消防学校の入校者数の減及び入校負担金が当初の見込みを下回ったこと及び平成30年度分に係るちば消防共同指令センター部分更新事業負担金額が確定したことにより、76万5,000円を減額するものです。

27節公課費は、車検整備を実施した消防車両に係る事業費の確定に伴い、20万円を減額するものです。

4款公債費は、平成29年度に借入れを実施した平成29年度債の借入れ先及び利子償還額が確定したことにより、23節償還金利子及び割引料を419万4,000円減額するものです。

続きまして、4ページをお開きください。第2表、継続費補正についてご説明いたします。まず、平成30年度から31年度までの継続費として設定しているちば消防共同指令センター部分更新事業負担金につきましては、当該事業に係る請負業者決定に伴い、平成30年度分負担金額が確定となりましたので、継続費を減額補正するものです。

続きまして、印西消防署大規模改修及び増築事業ですが、当該事業に係る工事費及び工事監理費が確定したことに伴い、継続費として設定している平成30年度分を減額補正するものです。

続きまして、歳入についてですが、7ページをお開きください。1款分担金及び負担金は、事業費の精算に伴う減額と組合債及び繰越金などの増額補正によるもので、補正前の予算額29億2,100万7,000円から9,690万7,000円を減額し、28億2,410万円とするものです。

構成市別の内訳は9ページの明細欄のとおりですが、詳細につきましては、この補正予算書の最後の22ページ、平成30年度印西地区消防組一般会計補正予算（第1号）分担金算出表のとおりでございます。

7ページに戻りまして、2款使用料及び手数料は、自動販売機設置等に係る行政財産目的外使用料の確定により、4万2,000円を増額するものです。

4款県支出金は科目存置として計上しておりましたが、消防車両更新に係る国庫支出金が当初予算現額のとおり決定しましたため、1,000円を減額するものです。

5款財産収入は、更新対象車両となる小型動力ポンプ付水槽車及び人員搬送車売り払いに係る再見積もりを実施した結果、22万円を減額するものです。

6款繰越金は、平成29年度からの繰越額が決算により確定しましたので、2,522万4,000円を増額するものです。

8款組合債は、印旛消防署修繕に係る庁舎設計において、事務室棟の耐震化が必要との判定から、耐震化に係る設計費用として、緊急防災・減災事業債、発行予定額が増額となりますが、化学消防ポンプ自動

車などの消防車両更新事業、西白井消防署修繕事業及びちば消防共同指令センター部分更新事業負担金額の確定に伴い、1,910万円を減額するものです。

これらの組合債につきましては、5ページをお開きください。第3表、地方債補正のとおり、事業費の確定に伴い、消防施設整備事業の限度額を5億1,500万円から4億9,610万円に、防災対策事業の限度額を580万円から560万円にそれぞれ変更しております。

なお、3款国庫支出金及び7款諸収入は、増減補正はありませんでした。

以上で、平成30年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） それでは、1点ずついいでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） はい。

○7番（山田喜代子） ページが4ページで、継続費の補正です。この消防費で、先ほど全員協議会で印西西消防署の大規模改修及び増築事業というのがありました。このことなのですけれども、1年前の全員協議会にもあったのですけれども、事前に全員協議会で話すのではなくて、こういうふうに実際に補正予算にのっているわけですから、このときに十分な説明が必要ではないのかという観点から私は質問したいのですけれども、まずその点について全員協議会で説明するのではなく、この本会議で説明していただきたいと思いますが、ちょっとその考えについて最初にお伺いします。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 印西西消防署の進捗状況について説明をさせていただいたのですが、この予算に関することについては何ら触れているところはなかったと思いますが、これまでも説明してきたとおり、進捗状況を事あるごとに説明をさせていただいてきたというのが実際の状況ですので、ご理解をいただければと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） なぜかという、やはりこの本会議でやることに意味があるのであって、昨年30年の4月25日の全員協議会でもほかの議員が、これは事前説明になるのではないかということで全員協議会のあり方について疑問を呈しました。そのことから、進捗状況ですけれども、こういう進捗状況がある中でこの数字が出たわけですから、それはこの資料とともに本会議で説明するべきだと考えていますけれども、もう一度考えをお伺いします。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 工事の進捗状況ということですので、必要があるようでしたら今後その辺は検討させていただきたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 私たちの任期は今回でおしまいですけれども、ぜひそのことについて検討していただきたいと思うと同時に、このことで先ほど全員協議会で井戸水の話が出たのですけれども、その質問は

ここでしてよろしいですか。

○議長（近藤瑞枝） 済みません、もう一度お願いします。

○7番（山田喜代子） 全員協議会の際に、水のことで水の確保はどうするのだということで水道水とか井戸水からといういろんな質問があって、お答えいただきましたけれども、私よくこの内容がわからないので、これを今この時点で説明してよろしいかどうか、ちょっとその点についてどうでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） ただいまここで皆さんから質疑をお受けする内容に関しましては、この補正予算に関する質問ということでお受けしますので、それに絡めた形での質問であればお受けできると思います。

では、続けて山田議員。

○7番（山田喜代子） それでは、先ほど敷地内に井戸を掘るかということについて、印西と印西西消防署には工事用としてもう既に井戸があったということをお伺いしたのです。そうしたら、この組合全ての消防署に井戸水とか、そういう状況についてどうなっているのか、ちょっとお伺いできるでしょうか。これはだめか、場所が決まっているから。

○議長（近藤瑞枝） 補正予算の内容に絡み合わせてお聞きいただければ。

○7番（山田喜代子） わかりました。では、それは結構です。

では、次にいいですか、続いて。

○議長（近藤瑞枝） では、続けてください。

○7番（山田喜代子） 10ページです。歳出の10ページで、4の共済費、これは負担率が変わったというふうにおっしゃったのですけれども、この共済費の負担率が変わったということのちょっと説明をお伺いしたいと思います。これは毎回毎回変わるのかどうか、その点について。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 4節共済費の関係なのですけれども、共済費に係る部分というのは、やはり給料なんかに影響しているもので、そこから標準報酬月額、これらの絡みがありまして、当初見込まれていた給料自体が減ると、こちらも減るような格好に、連動するような格好で率が変わるようになっております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） ほかに質疑はございませんか。

（何事か言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 山田議員、3回終わられましたので。

では、9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） その自治体、自治体によって質問の手法が違うものですから、時々間違えますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、全体を通して伺ってまいりたいと思います。まず、4ページのところに指令センター部分更新という言葉が入っているのですが、ここのセンターでずっと共同でやっていくわけですから、これはいろいろなお金がかかっていくと思います。この部分更新ということで、この組合はどういう説明を受けて、今後どういう展開になっていくのかという、ある程度の予想というのは本部としては聞いているのでしょうか、このところをお伺ひいたします。金額のことではなく、その手法、部分更新というのがどういうふうになっていくのか。

次です。11ページになります。ここに委託料があります。10ページから続く委託料の一番最後のところ  
です。庁舎建設工事等って書いてありますけれども、監理業務委託料、この監理というのは今なかなか監  
理業務というのは厳しくなっていて、建設において設計があって、建設業者による工事となると、そ  
れに対する監理というのは第三者機関というのを設けているのですが、ここの本部の場合は監理委託料と  
いうのはどういう形で行われているのかということをお伺いします。

次、その下にある工事請負費、庁舎等工事というふうに書いてあります。これは先ほどの説明ですと、  
西白井消防署も入っているということなのですが、私は西白井消防署の改修も既に終わるかなというとき  
に見学に行ってきました。不思議なことがありました。3階の研修室だけがリフォームされていません。  
どうしてですかと、伺いました。お金がないからです。1部屋だけリフォームしないなんていうのは、考  
えられないのです。どこからそういう指令が来ているのですか、はっきり回答は聞けませんでしたけれど  
も、全然お金がないのならわかります。でも、こうやって減額になってきているんです。そういったやは  
り考え方というのはどこから出ているのかなと、あの研修室はAEDで市民の方々も利用します。市民の  
方が使います。きれいになりましたね。3階行きました。何でここだけ、古めかしいのは。ギャップが出  
ます。そういうようなところの考え方というのが私としてはわかりません。お考えをお聞かせください。

その次の18備品購入費、支援車というのが1,000万ほど減額になっています。私この支援車に一回乗っ  
たことあると思うのですが、たしか支援車というのはワゴンみたいな大きいのだと私は思って、間違っ  
たらごめんなさい。その支援車がこういう形で減額になったというのは、どういう理由でしょうか。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 通信業務のこのことについて、警防課長の石井からお答えさせていただきます。

まず、共同指令センターの部分更新をどのように説明して、受けてここまでできたのかというお話でござ  
いますが、まず共同指令協議会というのがございます。それは一番上部組織は消防長が委員の組織でござ  
いまして、その下部組織として警防部会、総務部会というのがございます。これは通常そこに行っている  
職員もしくは資機材のお話をするわけなのですが、それよりもまた改めて今運用しているものを更新する  
というお話ですので、総務部会の下部組織として指令の更新部会の委員会というのを立ち上げて、各消防  
本部から参加していただいて、予算、それと資機材の適正について協議して、その中にメーカーが入って、  
どれがいいものなのか悪いものなのかと、どれが、どの時期に交換するものなのかというのを、まず一番  
下部組織の委員会で審議し、それから適正だろうというのを上部組織として総務課長、今は課長補佐が担  
当しておりますが、そちらの部会のほうで説明を受けて、それで予算化したものを最終的には20消防本部  
の協議会というところで説明をいたしまして、交換製品と事業の内容について説明をさせていただきます。

以上です。

（「白井消防署の支援車」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 続けてください。

○警防課長（石井幸夫） 失礼しました。支援車のお話でございますが、竹内議員のおっしゃいました私乗  
ったことがあるというのは、当時マイクロバスでございまして、当時緊急援助隊に登録するのにマイクロ  
バスでもいいのかと、赤い車ではなくてもいいのかということで総務省のほうへ問い合わせたところ、当



初、消防本部が緊急援助隊として地方に出動するとき、交替要員を送るときは車がとりあえずないのであれば、そのマイクロバス、赤い車でもなくてもいいということでございましたので、登録させていただきまして支援車という名前にしてありますが、今は赤い、今度更新するに当たりましてその専用に車を改造いたしまして、赤い車の一部分は、一応椅子を変えまして、そこに資機材と交替要員を一緒に運べる車としたものがございます。それで、補正金額により1,000万円もということでございますが、臨時会のごときにご説明申し上げたとおり、これは入札結果としてそうなったものをご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） では、私から2点ほど、初めに庁舎監理の件なのですが、この監理の契約のほうは随意契約とさせていただいて、設計業者との間で契約をさせていただいております。理由としましては、工事の設計、工事に係るものに関して熟知しているというところもありますので、設計意図を施行者に十分伝えることができるということを考えまして、随意契約とさせていただいております。

次に、西白井消防署の改修の件があったかと思えます。西白井消防署、今回は済みません、改修ではなく修繕という形でやらせていただいております。西白井消防署に関しては、この先長寿命化を図るために、例えば雨風をしのぐという部分と給排水という部分をまずは中心に考えさせていただいて、今回の修繕計画というものを立てさせていただきました。当然やろうと思えば幾らでもお金をかければという部分はあるかと思えます。ですが、ある程度一定の上限金額を定めてやらないと、本当にどこまでもという話になってしまうかと思えますので、一定の上限金額を定めさせていただいた中で、その範囲の中で重要視する部分、そういう部分を選んでいただいて、やっていただいたというのが今回の工事になっております。3階部分に関しては、廊下のところまではやったかと思えます。内部に関しては、天井面に関しては以前の改修でやってあるという部分と、使用頻度というところまでも考えさせていただいた上で外させていただいたというのが事実と、実際のところとなります。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員、答弁漏れ1点ありますか、ありません。

では、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 答弁の中、理解ができるものと、どうしてかなというのがあるので、もう一度お伺いしますけれども、まずこの改修のところでは今回はというちょっと私としては言いわけじみた答弁かなというふうに思うのです。どうせやるなら、そんなにそこをやったからってお金かかるわけではない。何ゆえあそこだけ残したのかというのは、市民感情からしてもよくないと思うのです。そういったところを配慮しながら、それが大幅に増額になるのなら別ですけれども、そういったところの考え方というのは非常に、何でもかんでも減額すればいいのだ、消防はこれだけ頑張っているのだ、それはわかります。だけれども、やるべきことはやる、削るところは削るという、そういうやっばりめり張りがあるといいと思うのです。ここは非常に私としては、考え方としてはちょっと腑に落ちないところがありますので、これは今言っても始まりません。今後の検討課題としてください。

それから、もう一つの監理業務委託料です。これは確かに第三者機関というところは費用がかかります。

でも、ここは組合の事業をしております。ということは、各自治体の構成によるものですから、自治体には建築主事があります。そういう力を借りたっていいのではないかなということで、やっぱり第三者の目で建物の改修、建築を見ていくということは、私はこれから大事だと思うのです。やはり今国交省がこういうガイドライン出したということは、いかに適切なものをつくっていかないと、今後の災害に耐えるものが難しくなっていくということをちゃんとやっているわけですから、なるべくそういう応用をして、高いお金で委託するのではなく、そういったことを考えるべきではないかというふうに思うのですが、この点はもう一度お伺いしたいと思います。

それから、何か支援車のことは赤くしたとか赤くしないとかって、余りよくわからないのですけれども、それは結構です。では、その考え方だけお答え願いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） まず、工事監理について1点、構成市のそういった資格のある方というお話も1点ございましたけれども、工事監理をお願いするということは、それだけの責任を負うという話にもなるかと思えます。ですから、同じ構成市でありますけれども、行政違う部分がございますので、それについては今後いろいろ検討しないとできないのかなというふうには思います。現在の工事監理委託というところで、設計業者と随意契約という形で進めさせてもらっているというお話をしました。第三者機関という部分でも工事監理についてはあるという話を聞いておりますので、その辺について調べさせてはいただいたのですけれども、その第三者機関が入るにしても別会社と工事管理契約を結んで、その間に入るというような話ということで、要は予算がそれ以上、普通以上にかかってしまうという部分もあるのと、一旦はほかの業者と工事監理契約を結ばないと、その先の契約に進めないというところが判明しましたので、現在の方法で今やらせていただいているというところなんです。また、構成市のほうもそういった形でやっているのかなと確認をとっております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

5番、岩崎議員。

○5番（岩崎成子） それでは、11ページをお願いいたします。その中で先ほど15節のところでは工事請負費が2,685万7,000円の減額ということで、それ説明の中で印西市消防署と、それから白井消防修繕費用ということで、合計して入っているのではないかなというふうに思いますが、その金額的に教えていただければと思います。

それから、もう一点なのですが、その数字がわかれば、こちらの審議資料のところなのですが、下から4行目の維持補修費とあります。その中に西白井消防署、先ほど言いましたように修繕事業及び印旛消防署修繕設計委託に係る事業費確定に伴う減額ということなので、補正予算なので数字的に教えていただければと思います。

以上2点です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 初めに、1点、工事請負費の関係についてお答えさせていただきます。

工事請負費減額の内訳ですけれども、印西消防署改修に伴う部分に関しては1,501万2,000円です。西白井消防署修繕に関しましては1,184万5,000円の減額補正となります。まず1点、済みません、これだけ答弁させていただきます。

(何事か言う人あり)

○議長(近藤瑞枝) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

---

再開 午前10時50分

○議長(近藤瑞枝) 再開いたします。

総務課長。

○総務課長(豊田徳之) 申しわけありません。維持補修費の関係の内訳というところになります。まず、委託料の関係で、庁舎基本設計の絡みとなります。印旛消防署の修繕設計委託、こちらのほうで89万5,000円、減額となります。西白井消防署のほうの修理、工事監理のほうでは68万7,000円の増額となります。庁舎等工事絡みの話で311万6,000円の減額となります。これらを精査しますとこの金額になるかと思えます。

以上です。

○5番(岩崎成子) わかりました。

○議長(近藤瑞枝) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(近藤瑞枝) では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(近藤瑞枝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号 平成30年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤瑞枝) 起立全員です。

したがって、議案第2号につきましては原案のとおり可決されました。

---

◎ 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(近藤瑞枝) それでは、日程第7、議案第3号 平成31年度印西地区消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第3号についてご説明いたします。

本案は、住民の安全と安心を守るため消防体制の機能強化を図るもので、平成31年度の予算額を32億1,096万5,000円とするものでございます。主な取り組みといたしまして、印旛消防署改修事業や消防ポンプ自動車などの消防車両の新規及び更新整備事業を計上し、消防体制の充実強化と施設の改善及び長寿命化などを考慮した予算編成となっております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 議案第3号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議3-1ページをごらんください。平成31年度印西地区消防組合一般会計予算における予算編成方針につきましては、構成市である印西市及び白井市が積極的かつ着実な行財政改革を推進している中、印西地区消防組合では各消防署庁舎の耐震化及び長寿命化を目的とした庁舎整備事業や計画的な車両更新整備事業を実施するなど、住民の安全と安心を実現するため事業を推し進めているところであります。しかし、今後これら近年の施策により人件費及び公債費が増加すると見込まれていることから、予算編成に当たっては、全職員が印西地区消防組合の置かれた状況を認識し、現時点で保有している資機材や事務環境を最大限活用することで真に必要な予算措置を講じたところであります。

次に、3-3ページ、3の一般会計、(1)の予算規模をごらんください。平成31年度の予算における主な事業として、印旛消防署修繕事業や消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の新規及び更新整備事業により、32億1,096万5,000円の予算計上となりました。

(2)、歳入予算の状況と3-4ページ、(3)、歳出予算の状況につきましては、この後の3-7ページ、歳出予算性質別の概要及び平成31年度印西地区消防組合一般会計予算の説明で詳しく申し上げます。

次に、3-6ページをお願いします。4の一般会計における将来の財政負担ですが、地方債現在高については、立替施行を含む消防庁舎や用地、消防車両の整備費及び指令センター共同運用整備などで発行した地方債によるものです。平成31年度末では印旛消防署修繕事業に伴う耐震化及び非常用発電機設置工事、ちば消防共同指令センター部分事業負担金、並びに消防ポンプ自動車など、消防車両2台分の新規及び更新整備事業による借り入れを予定しております。地方債残高のうち立替施行の起債分につきましては、特別分担金の対象です。債務負担行為の未払い残高については、立替施行による庁舎や用地の取得費償還金で全て特別分担金の対象となっております。

次に、3-7ページ、歳出予算性質別の概要ですが、平成31年度予算の総額は32億1,096万5,000円で、前年度に比べ2億7,851万3,000円、8%の減額となりました。性質別区分の内訳ですが、人件費が22億4,288万9,000円で、給料及び職員手当等並びに共済費の増額により、前年度に比べ3,340万7,000円、1.5%の増額となります。内訳は、議員報酬、非常勤特別職の報酬及び平成31年度に在籍する消防職員の給料、職員手当等及び共済費などです。平成31年度の正規職員数は263人で、再任用職員6名を含めると269人となり、全体数では5人の増加となります。

次に、扶助費は2,398万5,000円で、51万円、2.1%の減額となります。

次に、公債費は2億2,033万5,000円で、1,645万4,000円、8.1%の増額となります。これは平成25年度に千葉県市町村振興協会から借り入れを実施した西白井消防署水槽付消防ポンプ自動車及び白井消防署消防ポンプ自動車整備事業に係る償還が終了したものの、平成27年度に千葉県市町村振興協会から借り入れを実施した印西市消防署庁舎建設事業平成27年度分や、白井消防署実施設計事業及び平成28年度に千葉興業銀行から借り入れを実施した印西消防署庁舎建設事業平成27年度繰越分並びに平成29年度に千葉県市町村振興資金特別事業資金として借り入れを実施した白井消防署大規模耐震改修及び増築事業平成29年度分や、印西消防署大規模改修及び増築事業平成29年度分の元金償還が始まることが増額となった要因となります。これら義務的経費の総額は24億8,720万9,000円で、前年度に比べ4,935万1,000円、2%の増額となります。

次に、投資的経費の普通建設事業費については3億4,299万7,000円で、前年度に比べ3億2,931万2,000円、49%の減額となります。内容は、3-7ページ下段の主な取り組みの消防体制の整備、災害情報通信体制の充実強化及び消防組織体制の整備の項目に記載しておりますが、印旛消防署修繕事業に伴う耐震化及び非常用発電機設置工事、ちば消防共同指令センター部分更新事業負担金並びに消防車両2台の新規及び更新整備事業となっております。

なお、ちば消防共同指令センター部分更新事業負担金につきましては、事業期間が2カ年度にわたるため、平成30年度から平成31年度までの継続費を設定しております。

また、普通建設事業費の単独分には、公有財産購入費として、西白井消防署、牧の原消防署の施設と用地等の取得に要する経費等を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費につきましては1億8,725万8,000円で、前年度に比べ1,564万5,000円、9.1%の増額となります。主な内容は、光熱水費や修繕費などの需用費や各種システム運用に係る使用料などに要する経費を計上しております。なお、平成31年度は白井消防署配備の屈折はしご車に係るオーバーホールの該当年度となります。

次に、維持補修費につきましては1億1,808万5,000円で、前年度に比べ1,214万5,000円、11.5%の増額となります。主な内容は、印旛消防署修繕事業や牧の原消防署及び消防本部庁舎の空調設備故障に伴う改修工事など、施設の機能を維持させるための経費を計上しております。

次に、補助費等につきましては5,541万6,000円で、2,634万2,000円、32.2%の減額となります。主な内容は、ちば消防共同指令センター及び消防救急無線デジタル化に係る負担金や印旛地域メディカルコントロール協議会負担金などを計上しております。

次に、予備費は前年度と同額の2,000万円を計上しております。

以上が歳出予算の性質別概要となります。

なお、ページ下に主な取り組みを記載しましたが、性質別概要で説明をしましたほかに、救急救命士、指導救急救命士及び予防技術資格者を養成いたします。

次に、3-8ページ、歳入予算科目別の概要及び3-9ページの歳出予算目的別の概要につきましては、この後の一般会計予算書の説明と重複しますので省略させていただきます。

それでは、平成31年度印西地区消防組合一般会計予算をごらんください。

初めに、歳出から説明させていただきます。11ページをごらんください。1款議会費は205万6,000円で、

1万4,000円の増額となります。内容につきましては、議員10名の報酬、議長交際費、会議録の作成委託料などです。

次に、2款総務費は34万4,000円で、正副管理者等の報酬、管理者交際費などを計上している1項総務管理費及び監査委員の報酬などを計上している2項監査委員費、ともに前年度と同額となります。

次に、3款消費費は29億6,823万円で、2億9,498万1,000円の減額となります。節別に申し上げますと、1節報酬は、労働安全衛生法に基づく産業医の報酬となり、前年度と同額の36万円で、職場巡視や職員の健康相談を実施しております。

2節給料は、正規職員263人及び再任用職員6人の合計269人分で10億2,315万7,000円となり、前年度に比べ828万2,000円の増額となります。増額の要因は、職員数を増員したこと及び平成30年度給与改定が行われたことによるものです。

次に、3節職員手当等は8億6,496万2,000円で、前年度に比べ2,254万5,000円の増額となります。内訳につきましては、19ページの給与費明細書をごらんください。なお、職員手当につきましては、勤務実績と予測により計上させていただきました。

12ページに戻りまして、4節共済費は3億7,760万5,000円で、前年度に比べ258万円の増額となります。

5節災害補償費は、科目存置として1,000円を計上しております。

8節報償費は、火災等における消防協力者への表彰及び防火コンクール表彰記念品並びに外部講師による講習会の講師謝礼等とし、34万6,000円を計上し、前年度に比べ10万円の減額となります。

9節旅費は212万7,000円で、前年度に比べ25万円の減額となります。主な減額の要因としましては、消防車両の更新整備事業の減により、消防車両の中間検査に伴う旅費が前年度に比べ減少したことによるものです。

10節交際費は、前年度と同様26万円を計上します。

11節需用費は7,525万円で、前年度に比べ226万円の減額となります。これは昨今の原油価格の不安定に伴い、燃料単価額を上げたことにより、燃料費は増額となりますが、光熱水費の使用実績に基づく予算計上が減額となったことが主な要因となります。

12節役務費は、1,127万3,000円で、前年度に比べ23万6,000円の増額となります。これは各種ポンベの耐圧検査の増加に伴う高圧ガス容器耐圧検査手数料及び5年に1度実施する消防無線再免許申請印紙代の増額が主な要因です。

13節委託料は6,340万5,000円で、前年度に比べ14万5,000円の減額となります。主な事業として、白井消防署配備の屈折はしご車オーバーホール、印旛消防署修繕事業に係る工事監理業務委託事業などが該当となります。減額の主な要因としては、屈折はしご車オーバーホール事業が該当年度となることから、大幅な増額となりますが、印旛消防署に係る消防庁舎修繕設計業務委託や西白井消防署修繕事業に係る工事監理業務委託事業が完了となることで減額の要因となります。

14節使用料及び賃借料は2,846万1,000円で、前年度に比べ691万8,000円の増額となります。増額の主な要因は、統計システム使用料の増額によるものです。

15節工事請負費は2億442万7,000円で、前年度に比べ2億7,298万1,000円の減額となります。減額の主な要因は、印旛消防署大規模改修及び増築事業、西白井消防署修繕事業が完了することによるものです。

17節公有財産購入費は9,323万8,000円で、前年度に比べ4万円の増額となります。

18節備品購入費は1億3万7,000円で、前年度に比べ9,570万9,000円の減額となります。これは前年度の消防車両の更新整備事業費に比べ減額していることが主な要因となります。

19節負担金補助及び交付金は1億2,220万5,000円で、前年度に比べ3,646万9,000円の増額となります。これは継続事業となるちば消防共同指令センター部分更新事業負担金の増額が主な要因となります。

27節公課費は、消防車両の車検に伴う自動車重量税となり、111万6,000円となります。

続きまして、17ページをお願いいたします。4款公債費ですが、1目元金は2億582万8,000円となり、前年度に比べ1,793万円の増額となります。内訳につきましては、先ほど歳出予算性質別の公債費で申し上げたとおり、平成27、28、29年度の借り入れを実施した地方債に係る元金償還が開始されることによるものです。

公債費の2目利子は1,450万7,000円で、前年度に比べ147万6,000円の減額となります。減額の要因としては、各事業債の元金償還に伴う利子の減によるものです。

5款予備費は、予期せぬ支出に備え、前年度と同額の2,000万円を計上いたします。

以上が歳出の内訳でございます。

続きまして、歳入の内容についてご説明いたします。9ページの歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入をごらんください。1款分担金及び負担金の総額は28億9,579万1,000円で、前年度に比べ2,521万6,000円、0.9%の減額となります。内訳としましては、一般分担金が27億1,668万3,000円となり、前年度に比べ2,525万6,000円の減額となります。主な要因としては、人件費や公債費等は増額となりますが、千葉県市町村総合事務組合から退職手当の支給事務に要する一般負担金が納付されることにより、諸収入が大幅な増額となったことが減額となった主な要因です。

特別分担金につきましては1億7,910万8,000円で、前年度とほぼ同額を計上します。なお、一般分担金の負担割合につきましては、消防費に係る基準財政需要額割100%となり、構成市それぞれの分担金の内訳及び積算根拠につきましては、30ページの平成31年度印西地区消防組合一般会計予算分担金算出表に記載のとおりです。

9ページに戻りまして、2款使用料及び手数料は175万4,000円で、前年度に比べ21万6,000円の増額となります。主な増額の要因としては、危険物規制事務関係手数料が増額となることによるものです。

次に、3款国庫支出金につきましては、西白井消防署配備予定の高規格救急自動車及び印西消防署配備予定の消防ポンプ自動車を緊急消防援助隊登録車両として整備することから、緊急消防援助隊設備整備費補助金として2,221万円を計上するものです。

次に、4款県支出金については、現時点での対象事業はありませんので、科目存置として1,000円を計上しております。

次に、5款繰越金は、前年度と同額の2,000万円を計上しています。

次に、6款諸収入は5,050万9,000円で、前年度に比べ4,471万9,000円の大幅な増額となります。主な要因としては、先ほど分担金及び負担金で申し上げましたが、千葉県市町村総合事務組合から退職手当の支給事務に関する一般負担金が納付されることによるものです。

次に、7款組合債につきましては2億2,070万円となり、前年度に比べ3億10万円の減額となります。

主な要因として、印旛消防署修繕事業に係る耐震化及び非常用発電機設置事業及びちば消防共同指令センター一部分更新事業負担金に係る借入額が、前年度の組合債借り入れ対象事業である印西消防署大規模改修及び増築事業、西白井消防署修繕事業に伴う非常用発電機設置工事並びに消防車両3台の更新整備事業等に比べ減額となったことによるものです。

以上で、平成31年度印西地区消防組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 説明が終わりました。

ここで休憩したいと思います。11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

---

再開 午前11時24分

○議長（近藤瑞枝） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予防課長。

○予防課長（中澤厚元） 火災予防条例の一部改正についてで訂正をさせていただきます。

先ほどの内容で、今現在という回答をさせていただきましたが、過去に1件の消防設備違反がありました。これにつきましては、今回あります屋内消火栓と自動火災報知機の違反が1件ありました。

おわびいたします。

○議長（近藤瑞枝） それでは、これから平成31年度印西地区消防組合一般会計予算の質疑を行います。

申し合わせによりまして、初めに通告議員による質疑を行います。

なお、通告議員による質疑の方法は、通告をした質疑を1回目の質疑で全てしてください。その後の再質疑は2回までとなります。

9番、竹内陽子議員の発言を許します。

9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、事前に通告をしておきましたので、伺ってまいりたいと思います。

まず、審議資料の3-2です。そこのところに印西地区消防組合の状況に示されている今後の消防施策を展開するに当たっては、各種計画事業の再精査を実施する必要があると、このように書かれています。予算を組むのですから、再精査をするというのも事前にある程度やっておかななくてはいけない。予算のこの審議資料の中に再精査を実施するというのは、予算計上するまでにはある程度精査したと思うのですが、何か起きたときということなのか、これはどういうことを意味しているのか、ちょっと私はよくわかりません。そこを説明いただきたいと思います。

それから、やはり審議資料3-4、歳出予算の中で人件費、その中で再任用職員6名いらっしゃいます。こういった業務内容をやるのでしょうか、6名いるということは、そこを説明してください。

次、予算書のほうに入ります。13ページ、委託料、はしご車の保守点検、かなり高額です。確かにこの消防議会に何年間かおきまして、艀装車というのが購入するときも高い、点検するときも高い、それは重々承知です。しかし、その妥当性というのはなかなかわかりません。そこで、はしご車保守点検、2,800万



強の金額が点検の費用にかかる。この妥当性というのはどういうふうに判断されているのでしょうか。

それから、14ページの委託料、この庁舎建設工事等監理業務委託料、先ほど補正のときもお話ししました。とにかく今この消防署、他の消防署も防災拠点という位置づけがされているのです。よく我が市の市長もおっしゃいます。市民の安心・安全、これ本当にこの消防にとっては一番のことだろうと思います。であれば、大災害が起きたとき、やはり万全を期しておくということが私は基本的なことだと思うのです。であれば、この業務内容を委託するということところで、やっぱり設計者なり、あるいは建設した業者が監督ではなく、やはり第三者機関というのはこれから絶対必要だというふうに思うのです。先ほども申し上げました。ですから、別に高いお金を出すだけが能ではないと思うのです。そういった各自治体の建築主事たちに仕事をしてもらえればいいのではないかと、手伝ってもらえばいいのではないかと、そういうことだってできます。その主事たちも疑問があれば、改めてお金を出してそういうところに委託すると。先日いろいろこの内容のことを伺っていたら、本社の消防署のところの難しさがあつたという事例も伺っておりますけれども、難しさの前にやはり構造の設計士なりなんなりにしっかりと点検してもらう必要性があつたと私は思うのです。何かそういうようなところをどのように管理をするかとか点検するかということところをお金をかけるべきところはかける、かけないところはきちっと精査するというようなところがめり張りがあつていいと思うのですが、この辺の考え方をもう一度伺っておきたいと思います。この委託料の中でそういう考え方を伺っていきたいと思います。

それから、15ページの備品購入費の高規格自動車、消防ポンプ自動車、この金額が高いというのは承知なのですけれども、どういう妥当性でこういう金額が出てきたのかということところをちょっと答弁していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員にお伺いたします。

通告では2項目めに予算編成に当たり、最小の経費で最大の効果を上げる取り組みは、どのような業務が想定されていますかという質問が通告されていますが、ただいまのご発言の中にはございませんでしたが、これについての答弁は求めない。では、もう一度2項目めを質問していただけますか。

○9番（竹内陽子） はい、そんなの出したかな。

○議長（近藤瑞枝） もし答弁必要なければ。

○9番（竹内陽子） これはいいです。

○議長（近藤瑞枝） 要らない。

○9番（竹内陽子） はい、いいです。

○議長（近藤瑞枝） 2項目は答弁必要なしということで、では執行部。

総務課長。

○総務課長（豊田徳之） では、私から、今の質疑のうち1点目と、あと5点目ですか、これについて答弁させていただきます。

まず、1点目の消防行政を展開するに当たり、印西地区消防組合総合計画を初め、各種事業計画を作成しているところがございます。そのような中で、人材の確保及び育成、消防施設、車両の整備は消防力の充実強化を図る上で重要施策であります。そういった財源につきましては構成市からの負担金としてお

願っているところでございます。主な計画の見直しといたしましては、第7次実施計画において新規職員採用を1名減とし、7名の採用としました。また、消防車両の更新時期を延伸するなどの見直しを実施しました。先ほど議員おっしゃったとおり、この時期でそういうことが間に合うのかということがあったかと思えますけれども、これ予算に取り組む前に第7次実施計画策定の段階で計画の見直しはさせていただいております。ただ、予算編成方針ということで、こういう言葉で示させていただいた部分がございます。

次に、再任用の関係があったかと思えます。人件費、再任用職員の6名の業務内容ということであったかと思えます。対象となる職員から提出いただいた再任用希望等申請届け出書に記載された内容及び総務課長との面談の内容から本人の希望を踏まえ、また当該職員のこれまでの業務経験を考慮した上で、各種業務を担当していただくことを考えております。平成31年度につきましては、本部における育児休暇による職員の不足及び指揮指令課における人員不足分を補充するために必要な各種業務を担当していただくことを予定しております。

次に、委託料の関係になります。先ほど補正予算のところでもちょっと説明させていただいたかと思えますけれども、まずは業務内容については設計意図を請負者に正確に伝える業務、施工図書等を工事設計図書に照らして検討及び報告する業務、工事の照会、確認及び報告業務、工事完成に伴う業務など、これらの業務を委託しているわけなのですけれども、これらの設計側の意図、それを正確に伝えるためというところで設計者、設計会社ですか、同じ会社に随意契約という格好で契約させてもらうのが一番伝わるのではないかと、また先ほど本埜消防署の関係ですか、ちょっと出ましたけれども、設計変更などをする場合に、同じ業者で第三者の業者にお願いします設計のほうに、設計変更の確認から入って、期間的なものも増えてしまうというところがございます。そういうところもありまして、現時点では消防組合としては随意契約という格好で設計者と工事監理については契約をしているというところがございます。

私からは以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 私からは、予算書のはしご車の保守点検委託料、それと備品購入費の高規格救急自動車とポンプ自動車についてお答えさせていただきます。

まず、はしご車のオーバーホールでございますが、保守点検委託料の中に、保守点検とはしご車のオーバーホールとご理解ください。このはしご車は、平成25年度に整備したもので、31年度で7年目を迎えるため、日本消防検定協会でも推奨する1回目のオーバーホールを実施するものでございます。実施につきましては、株式会社モリタテクノスから見積もりを徴取いたしまして、その中で基本的性能、安全性の維持に絞ったオーバーホールとしたものでございます。金額につきましては、同オーバーホールを実施している近隣消防本部、また公表されている消防本部と同程度の金額のため、妥当であると解釈してございます。

続きまして、備品購入費のほうの高規格救急自動車、それとポンプ自動車の金額の妥当性についてというお答えですが、まず高規格救急自動車ですが、これは見積もりを2社から徴取いたしまして、現状の積載物品中については使用状況と使用実績を精査いたしまして、搬送補助、活動補助物品等の長期使用可能な物品については再使用することといたしました。また、金額につきましても近隣消防本部と同程度であ

るため、妥当な価格であると認識しております。それから、次に、消防ポンプ自動車ですが、これは4社から見積もりを徴取いたしましたして最も低価格であるものいたしました。また、この車両は新規整備車両であるため、消防無線等AVMにおきまして新規整備となりますが、当組合の同規格車両である過去の実績と照らし合わせても、妥当であると認識しております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） それでは、2回目の質問をいたします。

これは、精査をするということは、金額的にも、それから事業... 失礼しました。精査をするということとは、やはり事業も、それから金額的な財政にかかわる問題ですから、そういうところもきちっとやっていかなければならないと思うのです。考え方なのです。先ほども西白井消防署の話をしました。内容的には些細なことと思われるかもしれませんが、私はこの消防という人命にかかわる仕事というのは、やっぱりお金をかけるべきところはかける、それから本当に無駄は節約して事業を展開するという、そのめり張りというのが私は非常に大事だと、消防だけではありません。各自治体もそうです。ですから、予算審議のときにはすごく時間かけて行います。今言ったように再精査をする場合、この予算の当初に再精査する必要があるという、ここのところがどうしても私としては理解できません。先ほど本当に1つの例ですが、考え方としてやっぱりお金をかけるところ、変なところで予算削るのではなく、きちっとかけるべきところはかけるという、そういうきちとした根底に、消防の予算というところにしっかりとしていれば、こういうような文言がないし、また、とんでもない節約をすることもないのではないかというふうに思います。その辺の考え方をもうちょっとしっかりと述べていただきたいというふうに思います。

それから、次、再任用の件です。6人、非常にこのことは言いにくい話なのですけれども、再任用になっている方の意見を聞きます。消防だけではございません。そうすると、いつも口から出てくる言葉は63歳まで年金がもらえないから働くしかないのだと、こういう言葉が返ってきます。それはそれで現実的で結構です。しかし、事消防に関しては体を使う仕事だというふうに私は思っております。となると、60歳定年の方々は指導に回るということであって、この6人の方々の指導というのは、費用対効果を考えなくてはいけません。十分これからの若い職員を育てる、そういうような計画というのはきちっと立てられた上で6人の配置なののでしょうか、そこをきちっと伺いたいというふうに思います。

それから、はしご車のことなのですけれども、保守点検、これは7年目なのです。7年目で、モリタが扱っていて、2,800万という、こんなにかかるがちょっとよくわからないのですけれども、その辺はもう一度、何がそんなにかかってしまうのですか。よろしく願いいたします。

それから、備品購入のほうは大体わかりました。これは私どもではなく、私はやはり専門家でもありませんし、本部のほうでそういう妥当性をしっかりと見きわめたなら、それはそれで結構でございます。ただ、この前に申し上げたはしご車のところは余りよくわかりません。以上、その点を回答していただきたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） まず、はしご車のオーバーホールということでございますが、はしご車も7年ぐらいい使いますと、7年というのは一応消防検定協会のほうで年数を示してございますが、7年いかなくて

も使用時間によって1,500時間を超えるようなのではだめだということで、時間でも示してございます。これについては、そのぐらい使うことによって、先ほど申し上げました基本性能と安全性能が少し落ちるだろうということで、私ども見積もりをいただいた段階では3,700万円というメーカーからいただいておりますが、その金額の中から先ほど申し上げたとおり、基本性能と安全性能は失うことはできないということで、2,800万という金額を予算に計上したものでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 私から、まず予算編成の関係になりますけれども、当初予算編成方針という形で、昨年9月ごろ職員には示した内容となっております。そこに来て初めてこういう姿勢を見せたわけではなく、年度当初から次年度に関しての計画の見直しというものは進めてきております。例えば職員の採用に関しては、もう6月ごろには決定しなくてはいけない部分もございましたので、その当時、前からも業務等人員適正化計画であるとか車両更新計画であるとか、全て次年度に向かってどうすべきかというのを検討して進めてきた内容の中ではございます。ただ、予算編成方針というところを示す中で、こういう説明文言の使い方をさせてもらっている部分はございます。

あと、2点目の再任用の職員に関してなのですけれども、まず今年度の関係なのですけれども、今年度は2名の再任用職員を受け入れといいますか働いていただいております。これについては、指揮指令部門の人員補充という格好で現在働いていただいております。そんな内容の中で、もともと指揮指令の関係で無線の関係なんかもアナログからデジタルへの移行というところがございました。そういったものの当時の事務手続というようなものになりますと、やはり当時携わった者が詳しく熟知しているというところになります。ですから、そういう知識というのはいっしょに伝えて、今いただいている中ではございます。ですから、そういう知識の伝承であるとか、また地域情勢にも長く働いている分精通されておりますので、事案が発生した場合にすぐ対応できる、そういうような補助的なこともやっておりますし、そういうふうにするためにはどうしたらいいのだというところをしっかりと現職の職員に伝えていただいている、そういうところがございます。ですから、来年度に関してはやはり指揮指令の部署と、あと消防本部の部署というところで予定はしているのですけれども、同じように過去の経験から、そういった知識がある方々を、その知識を生かせる部署に配置させていただこうかとは思っていますので、それで対応させていただければと、こんなふうに現在は思っています。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） 3回目ね。

○議長（近藤瑞枝） 3回目です。

○9番（竹内陽子） 予算編成に当たってのなかなか難しい点もあろうかと思ひまして、再精査をするということは大いに、今後もやるべきときはやっていただきたいというふうに思います。

それから、再任用の件もよくわかりました。6人の活躍を期待したいというふうに思います。

それから、はしご車なのですけれども、3,700万円払えないといったら2,800万、どうなのですか、最初3,700万と言ってきたって、だけれども、結局この金額になってきたって、これ問題ないのでしょうか。

というか、逆に言うと、こんな金額を言ってきて、これでもできるというのはどういうことなのか。何か聞けば聞くほど、何かよくわからないのです。その辺はどうなのでしょう。それを最後に伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 金額のお話ですが、まずオーバーホールということのご理解なのですが、7年間使ったものに対して、日本消防検定協会というところから、安全に使うためにはオーバーホールを実施しなさいという項目が定められておりまして、それに基づきまして専用の安全の規格を定めている自社工場だということで、モリタテクノスという会社のところに見積もりをいただきまして、この消防検定協会というところから全てを出していただくと、まず車体を全部やっていただくと、全部ばらしてしまう、もう一回組み立てて、全部塗装から何かからやっていただくという形なのですが、そうではなくて私どものお願いするというのは、基本性能の維持と安全性の維持の的を絞ったところを全てやるのではなくて、そこに的を絞ったということでやっていただきたいということで、最初の見積もりをいただいた中から、そこを絞って金額を出したものでございます。ですから、きれいな7年目で、まだそんなに外装とか車の部分もきれいな部分を全てばらして再塗装としないということで、メッキの部分も、その部分そのまま使用するというので、ばらしたものについてはもう一回組み立ててやっていただきますが、それは基本的な部分と安全性に特化したところをやってくださいということで、この金額が出たものだということでご理解ください。

○議長（近藤瑞枝） では、以上で竹内議員の質疑を終わります。

ほかに本案に係る質疑はございますでしょうか。

なお、質疑に当たっては資料名及びページをお示しくくださるようお願い申し上げます。

では、7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） それでは、議案第3号の一般会計予算の4ページで、第2表の継続費を最初にまず質問します。これはちば消防共同指令センターの部分更新事業負担金とあります。これ30年度は700万単位なのに、31年は7,000万という、この2カ年の継続費用ですけれども、10倍になった余りにもちょっと差が大きいので、その理由をまずお伺いします。

次、2点目に今度は9ページです。これは金額的にはそれほど大きくはないのですけれども、2款の使用料及び手数料、これは危険物の規制事務関係手数料、158万なのですけれども、これは増やしたというのは印西には結構いろんな企業が進出してきていますから、それに伴う危険物の関連の手数料なのでしょうか。ちょっとその辺について増えた理由、それを伺います。

それと、3番目は同じく今度は12ページです。これも金額的には小さいのですけれども、8番の報償費、これは10万円がマイナスになっているという説明がありました。この10万円の減の説明と、あと講師謝礼とおっしゃいますけれども、どのような講師を招いて、どういう内容をやるのか、ちょっとその辺のことをお伺いしたいと思います。

それと、4番目は22ページです。職員の人数があります。再任用もあわせてちょっとお伺いしたいのですけれども、この職員について、これは職員の充足率というのは平成31年って何%になるのかということと、今後100%となる見通しというのか、何年後になるのか、それが今の時点でわかったらお伺いしたいと

思います。

それと、先ほど再任用の話が出ました。その中で、ちょっと彼女の質問もちょっとあわせてお伺いしたいのですが、本部不足分と指揮指令の分で、それぞれの人数伺っていなかったもので、ちょっと私それを確認したいと思います。毎年毎年これから再任用職員の皆さんがいらっしゃると思いますけれども、今後の人数の予定というか枠というのはあるのでしょうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

それと、5番目として、これは議案最後の審議資料の3-3です。3-3の一番下に㊦の諸収入とあります。これは千葉縣市町村総合事務組合から退職手当の云々と書いてありますけれども、これ一般負担金が納付されることから、前年度比772.3%とあります。ちょっとこれだけの大きな数字というのは多分今まで私見たことないと思うので、その点の説明をお願いしたいと思います。

それと、最後なのですが、同じ審議資料の3-7です。議3-7と書いてあるところで、歳出予算性質別の概要とあります。その一番下のところに主な取り組みというのがあります。その主な取り組みのところなのですが、これ2項目、救急救助体制の充実強化として、救急救命士・指導救急士の養成とあります。これは何を対象として、実際には消防としてはこれだけの目標の人数があるのだけれども、今回はこの人数だったということなのか、その人数と目標の人数、お伺いします。

同じ質問を同じページの予防消防の推進、専門技術者研修と予防技術資格者養成とあります。これも人数と目標に人数に対してどうなのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） それでは、執行部の答弁の時間ですが、ここで休憩をしたいと思います。午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

---

再開 午後 零時57分

○議長（近藤瑞枝） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、執行部の答弁から始めます。

警防課長。

○警防課長（石井幸夫） まず、第2表の継続費についてご説明申し上げます。

ちば共同指令センター部分更新事業負担金が何で30年度はこの金額で31年度はこの金額なのかということですが、共同指令センターのほうで、これは実際は千葉市が契約することになってございます。ルールとして前年度は10%、本工事のときには90%を実施するというので説明を受けてございます。

以上です。

（何事か言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 続けてください。

○警防課長（石井幸夫） 恐れ入ります。続けさせていただきます。

それでは、予算書12ページの講師謝礼でございますが、前年度10万円の差でございますが、本年度はCRMといいまして、警防課のほうで業務に対する安全についての講習会を企画してございまして、来年度

予算には入っていないということでございます。

それで、議の3-7、歳出予算性質別概要の主な取り組みのところの救急救助体制の充実強化ということでございますが、第7次実施計画の5ページのほうに、救急救命士の養成につきましては、毎年1人を養成するという形になってございまして、これは救急救命士の実動人員が現在は52名でございます。それが新しい採用人数も含めまして、目標数の実動64人を目標とするために、毎年増員するということでございます。更に、指導救命士というものも毎年1人ずつ養成するということになってございまして、この指導救命士は救急隊員の教育的指導者としての必要とされる知識及び技術の習得を図るということでございますので、消防本部に1名、方面本部ごとに2名、計7名を目標としておるところでございます。

警防については以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） では、私からまず予算書の12ページ、今警防課長からも講師謝礼ということで答弁があったかと思えますけれども、講師謝礼についてももう少し補足させていただきます。

まず、今年度につきましては40万程度盛ってあったかと思えます。そのうちの10万円が先ほど警防課長から答弁のあった危機管理に関する講習のための講師謝礼として用意されております。もう一点は、初めに管理者の行政報告の中でもありましたが、予防研修会、そちらのほうで10万円を支出しております。残りの20万円の部分に関しては、総務課として予算盛ってある部分なのですが、今後今年度開く予定ではありますけれども、今年度から消防組合のほうで職員に対する勤務評定というものから人事評価制度というものを取り入れさせていただきました。この評価制度を確立するためには、自主勉強だけではなかなか確立できるものではございませんので、専門的な講師、これがどうしても必要になってきております。ですから、それを今年度盛らせていただいている部分の金額となりまして、次年度予算の話になりますけれども、これでまた今年度が10万円減額になっているという部分については、今言いました3講義のうちの警防に関する、危機管理に関する講習は次年度は予定されておられませんので、その分の減額というところになります。

次に、充足率の関係になるかと思えます。充足率について、今年度は職員数262名ですので、93.9%の充足率ということになります。次年度は正規職員1名増員の予定でございますので、94.2%まで上がる予定でございます。100%というお話があったかと思えますけれども、うちの今の車両等の配備体制の中で充足率100%に行くには、必要人員としては279名で100%という数字になります。現在人員適正化計画34年分までうちのほうは持っているわけなのですけれども、その段階ではまずは条例定数まで上げさせていただくというところ計画しておりますので、そのときに条例定数の266になった段階での充足率としては95.3%の数字となります。これが今予定されている充足率となります。その後に関しては、また人員適正化計画、次のものを見直す時期があらうかと思えますので、その辺で検討するような格好にならうかと思えます。

次に、再任用の関係、枠というようなお話があったかと思えますけれども、再任用に関する枠というものはございません。今後退職される方が全部再任用の対象とはなりません。ですから、その方々が再任用を希望するかどうかというのがまず1点、希望された職員に対して消防組合側で再任用として採用できるかどうかというのを判断させてもらった上で、再任用できると判断した場合には再任用するような格好とな

ります。ちなみに、これまでというところになりますと、平成26年度から再任用の制度が始まったわけなのですが、平成26年度から昨年度までに退職された人数が20名いらっしゃいます。その20名のうち、再任用を希望されて実施されたという方が7名です。約3分の1程度が再任用を希望されて、再任用職員として残ったという実績がございます。

次に、審議資料のほう、3-3ページの諸収入のところの説明があったかと思えます。この諸収入の部分なのですが、千葉県市町村総合事務組合、こちらにおきまして今まで積み立ててきた負担金と今後支出予定の退職金、要は退職金管理を委託している部分なのですが、収支計算を行ったところ、総合事務組合のほうで黒字団体と赤字団体と、こういうものが出てきた中で、平準化を図るために負担金の見直しが行われました。その結果として、当消防組合は黒字団体であるということになりましたので、平成31年度から5カ年間負担金が返還されるという形になりました。その返還される金額というのは4,473万円ほどという計算になりましたので、それが返還されることになったために、この諸収入という部分について大幅な財源増という格好になっています。

私からは以上です。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） 私からは、9ページの使用料及び手数料についてご説明をさせていただきます。

議員のおっしゃったとおり、近年大規模な建物が多く建築されております。そのことによって危険物施設も当然一緒に建設をするような運びになっております。特に震災以降、バックアップ用の発電用設備やそれに伴う地下タンクの整備、また移動タンク貯蔵所、これにも編入が大分あります。これによって非常に多くの危険物施設が管内に発生をしているところであります。このような形から、新年度も若干の歳入が見込まれるという形から、このような予算編成にさせていただきました。

次に、歳出の13ページの役務、予防技術資格者についてお答えをさせていただきます。当組合、現在予防技術資格者の資格を持っている人間は60名ほどおりますが、現在実動として42名が予防技術者の資格を持って現場のほうで予防業務の高度化に対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） では、再質問、順番にいきます。継続費の共同指令センターです。これルールとして最初10%で、残りが90%、これは組合に限ることではなくて、対象のところが全てそういうルールとなっているのですね、その確認をしたいと思います。

それと、順番に言っていきます。危険物のことなのですが、実際にこれあるところというのはほとんど印西市に集中しているのでしょうか。その確認です。

それと、3番目として講師謝礼のところ、何か講習が入っていないと言われましたけれども、そのときに31年度職員勤務評定という話がありました。この職員の勤務評定というのは31年から始まるということなのでしょうか。

それと、答弁の中で今年とか来年とかいうので、それはちょっとわかりにくいので、次年度とか、それは平成31年度とか平成30年度とか、ちょっとちゃんと数字でおっしゃっていただかないとちょっとわからないので、それは答弁を調整してほしいと思っています。



それで、4番目の再質問なのですけれども、職員の充足率です。このことについて、結局100%になるというのは人員適正化計画の中とおっしゃいますけれども、その点もう少し詳しくお伺いしたいと思います。34年までに266名で、これで95.3%になるということで、では100%になるのはいつなのかという、これは279名ということなのですけれども、この点についてもう一度詳しくお伺いしたいと思います。

それと、再任用の方の話です。これは再任用するかどうかは判断するとおっしゃいましたけれども、つまり希望する方は全て再任用となるのか、それとも何か判断基準があって、希望してもそれは再任用として採用しないということなののでしょうか、ちょっとその辺の基準があればお伺いしたいと思います。

それと、5番目として諸収入です。何か自治体というか組合によっては黒字と赤字があって、それが平準化されるということで、この組合は黒字なので返還される金額が4,733万円ですか、4,473万ですか、ちょっとその辺の数字もう一度確認したいのと、これは返還されたら、このお金はどこに入るのでしょうか。何か雑収入になるのですか、それとも職員手当として支給されるのか、この充当先、それを確認したいと思います。

それと、最後の3-7の歳出予算性質別の概要のところですか。これは2つありまして、救急救命士、これは毎年1名ということで現在52名、この64人が目標とおっしゃいますけれども、これは毎年1名ではなくて増員して、早く目標を達成するように増員する考えはないのか、その点について、なぜ1名なのかをお伺いしたいと思います。それと、指導救命士の養成についても、これも毎年1名ということになっていますけれども、7名目標であったらば、その目標を達成するために人員を毎年増やせないのかということをお聞きします。それと同じ予防消防の専門技術者、これは60名のうち42名が資格あるということなのですけれども、これも早く資格を取るために人数を増員できないのかということについてお伺いします。

以上が再質問です。

○議長（近藤瑞枝） それでは、質疑、答弁ともに年度を言う場合は具体的な数字を入れて発言するようにお願いいたします。では、執行部。

警防課長。

○警防課長（石井幸夫） まず、私からは共同指令センターの負担金の90%、10%のお話でございしますが、まず先ほどルールと言いましたが、これは支払いの出来高払いということでやってございます。それは指令センター機器更新でございしますので、まず30年度は個別整備分として各消防署で使っているもの、これをまず整備いたしまして、それから指令センターを残りの90%で工事するという形で分けてございましてことをご理解ください。

以上です。

（何事か言う人あり）

○警防課長（石井幸夫） もちろんこれは20消防本部全て同じルールの10%の90%ということでご理解ください。

それから、先ほど救命士の採用のことですが、これは資格採用人数も含めまして反映するように検討してございます。それから、指導救命士の人数でございしますが、指導救命士は、病院研修が長くかかることになってございます。ですから、資格要件があっても研修を全て終了していないことには指導救命士として県の認定ができないという形になりますので、順次研修所から病院研修も済ませまして認定す

るような形をとりたいと計画しておるところでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） では、私からは何点か再質問というところの中で、まず報償費の関係で先ほど説明しました勤務評定と人事評価というところなのですけれども、平成29年度までは勤務評定という方式で職員の勤務状況、要は勤務している状況、仕事の状況というところを判断させていただいておりまして、その評定の中で評定を勤勉手当等に反映させていただいているというところがございます。この関係なのですけれども、国から人事評価制度というのが示されまして、そういうものにしなさいということがありましたので、それに移行をしたのが平成30年度、今年度からです。今年度からそういう体制、新しい評価制度に移行しましたので、これを確立するためにはしっかりした講習などを受けて、みんなが共通した認識の中で始めませんと、一定のものにはなりませんので、そのために今年度から講習のほうをやらせていただいております。次年度もやらせていただくという格好での計画となっております。

次に、再任用の関係の条件というようなお話でよかったかと思えますけれども、再任用希望の中から直近の勤務先の、さっきも言いました勤務評定というところになりますけれども、直近の勤務評定の状況であるとか健康状態、そういうものを採用の際の基準とさせていただいております。

次に、総合事務組合からの納付金というところになりますが、諸収入というところで4,473万1,000円を歳入として入れさせていただきますので、これを何に使うというところはございません。歳出予算に充てるという格好で理解していただければよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） 予防技術資格者の件についてお答えをさせていただきます。

現在、先ほども申したとおり、実動は42にするという形で、現在実動数は30名という形になっております。この予防技術養成につきましては、現在4名ずつ毎年受検をしてもらっているという形をとらせていただいております。また、このほかに個人的に資格を取得するという方も中にはおります。この辺で調整をしながら、今後この実動人員に見合うように進めてまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

（「印西市と白井市の危険物施設」と言う人あり）

○予防課長（中澤厚元） 失礼しました。答弁漏れです。

危険物施設は印西市、白井市に点在しております。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 申しわけございません、1点答弁が漏れたようです。

充足率というところの100%にいつなるのだというところでございますが、現在の人員適正化計画平成34年までの分ができていますとさっき答えさせていただきましたが、その時点までにまずは条例定数の266という数字を目指させていただいております。その次、100%にまだその段階では届いていないのですけれども、その次の計画の中でそこまでの計画というところを今後考えていくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） ただいまの充足率の件については、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

今、国のほうでも定年延長とかいろいろな問題が話し合われております。それを含めた形で今後やはり充足率を考えていかなければいけないという部分がございますので、今現在第2次定員適正化が行われている中で、またその計画が終了するころには国の方針が示されるというところからすると、それに見合った形で充足率を考えていかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員、3回目です。

○7番（山田喜代子） では、最後の、共同指令センターの答弁は、ほかも同じだということでもわかりました。

次に、危険物のことについては白井も印西も両方あるということで、了解しました。

3番目として、勤務評定のことです。平成30年度に講習が必要ということでおっしゃったと思うのですが、これはもう既に30年度に講習は終わったという前提で31年度の予算になっているのですね、その確認です。

それと、4番目として、先ほどおっしゃいました職員の充足率です。これは34年までできているということで、35年からは国の方針を待って、それから考えるというふうに私は理解したのですが、それでよろしいのでしょうか、その確認をしたいと思います。

それと、諸収入で組合が4,473万円黒字で返還される、その返還される数字というのは、どういう項目で収入になるというか入った項目、その項目は何という項目になるのか、お伺いしたいと思います。

（「歳入と一緒にしよう」と言う人あり）

○7番（山田喜代子） ただ、歳入のどこになるのですかということです。

それと、最後の予防消防の推進ということで、42名が資格があって、実動が30名で、それで4名ずつ受検していると、個人的にもいるとおっしゃったのですが、つまりこういう研修は公費で持つけれども、個人的に自分のお金を出して講習を受けている人もいるということなのですか、その確認です。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） お答えさせていただきます。

まず、申しわけございませんが、人数の確認なのですが、現在実動30名、将来的には実動42名を目標にするという形です。1署6名体制という形の予防技術者の配置をしたいという形になっております。

続きまして、先ほど答弁しました個人的に資格を取得している方がいるという答弁をさせていただきました。現在、予算の編成は4名という形でさせていただいていますが、これに伴ってやはり勉強したいという方、自分で行くという方もいらっしゃいます。また、これを受けるのには5年の予防に従事しているという条件もあります。試験は受けられますが、この5年以上従事していませんと、予防技術者としての認定をもらえないという形で、何名かは現在署のほうでこの資格を先に取りまして、そして今夜先輩たちと一緒に教養を高めているという形になっております。今後ともこの資格の養成の要望がありましたら、随時検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） では、私から2点ほどです。

まず、人事評価制度の関係の講習会というお話ですが、今年度に関しては2月、今月実施する予定で現在おります。この制度なのですけれども、1年間ではなかなか制度を確実なものにするというのは難しい制度となっております。そのためにもう一年かけて勉強させていただいて、確定したものになりたいと考えておりますので、次年度予算としても講習のほうを盛りさせていただいております。

歳入の関係で、どの項目というところでしたけれども、歳入のほうの諸収入の雑入というところで収入とさせていただいているところです。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 充足率の関係で再度、先ほど第2次職員定員適正化計画という、第3次の間違いです。ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。最終年度が34年というふうな形で今第3次の定員適正化計画が行われております。当然この34年までには国の方針なりなんなりが示されて、それに見合った3次の見直しを含めた第4次の定員適正化計画の中でこの充足率を最終的には100%に持っていくとかというような議論がされるという認識でおりますので、この第4次の定員適正化計画を作成する段階でのお話であろうかと思っております。

以上です。

○7番（山田喜代子） 答弁漏れがあるのですけれども。

○議長（近藤瑞枝） では、山田議員、答弁漏れを指摘してください。

○7番（山田喜代子） はい。歳出予算性質別の概要のところ、専門技術者研修・予防技術資格者養成のところ、予算は4名でだけれども、そこで働くには5年の条件が要ということで皆さん頑張っているということをおっしゃいましたけれども、内容もわかりましたけれども、私が言いたいのは公費でやるべきところを個人負担になっている人がいるのですかという、そこです。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） お答えをいたします。

個人で取っている技術者の方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） それでは、ほかに質疑はございませんか。

予防課長。

○予防課長（中澤厚元） 危険物施設の件数の件、施設数の件、種別というふうにお答えしましたが、件数をしますと印西市が平成29年、30年、31年で12施設ほど増えております。そして、白井市が29年、30年、31年、この3年間で6施設の増というふうに現在危険物施設が増設をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） それでは、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(近藤瑞枝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号 平成31年度印西地区消防組合一般会計予算についてを採決いたします。

議案第3号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤瑞枝) 起立全員です。

したがいまして、議案第3号につきましては原案のとおり可決されました。

---

◎ 一般質問

○議長(近藤瑞枝) 日程第8、一般質問を行います。

申し合わせによりまして、一般質問の制限時間は60分となっております。よろしくお願いいたします。

なお、質問方法は最初に1回目の質問を全てしてください。その後、再質問から一問一答となります。

順番に発言を許します。

9番、竹内陽子議員の発言を許します。

9番、竹内陽子議員。

○9番(竹内陽子) それでは、2項目の質問をさせていただきますが、最初に訂正をお願いしたいのです。

2項目めの出勤件数というのがあるのですが、そこが634万214件、これを訂正させていただいて、634万2,147件、このようにしてください。よろしくお願いいたします。

それでは、1項目めから質問をさせていただきます。

1項目め、第7次実施計画の施策についてを伺います。昨年12月19日の全協で、第7次実施計画の説明を受けました。その際、国土交通省の「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」、これは平成30年5月に策定されて示されているわけですが、その中に業務継続計画、BCPとの関連について伺いましたが、十分確認ができていないことから、次の点について伺ってまいりたいというふうに思います。なぜ私がこのことを質問するかといいますと、私のほうの白井市で実は一般質問で、この国交省のガイドラインが出たということで、庁舎に関する業務継続のこと、それから施設の安全面等々について質問しました。そして、読んで行きますと、これは消防の庁舎も防災拠点という位置づけがされていること、このガイドラインの中にも書いてあったので、あえてこの場で質問をさせていただきたいと思えます。

1点目、各消防署は防災拠点の位置づけがされています。第7次実施計画の施策の体系に示されている消防組織体制の整備の消防庁舎、施設機能の充実の具体的な計画について伺います。どのようになっているのでしょうか。

それから、2項目めは救急、救助体制の充実強化について。

(「◎を飛ばして言っちゃった」と言う人あり)

○9番（竹内陽子） ◎があった。ごちゃごちゃになりまして済みません。◎、2点目は業務継続計画、BCPはどのような計画が策定されていますかということです。

2項目めは救急、救助体制の充実強化について。総務省消防庁のデータによると、2017年の救急車の出動件数が、先ほど訂正させていただきましたけれども、634万2,147件、これは日経新聞の1月14日に出ています。過去最多と報道されておりましたけれども、今後救急、救助体制の充実強化とは、具体的にはどのような充実強化を図っているのか伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 私からは大項目の1についてお答えさせていただきます。

初めに、1の◎、各消防署は防災拠点の位置づけがなされている。第7次実施計画施策の体系に示されている消防組織体制の整備、消防庁舎、施設機能の充実の具体的計画についてということでお答えいたします。

初めに、業務継続計画についてですが、災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等、あらかじめ定める計画であると認識しております。第7次実施計画では、庁舎修繕に係る事業について、災害時における業務継続のため、庁舎機能の維持という観点から、防災拠点として求められる構造耐震の指数、I s値と呼ばれるところなのですけれども、一般的な事務所の1.5倍である0.9以上とし、あわせて非常用発電機を設置するものでございます。なお、この施策は印西地区消防組合施設等総合計画に基づき、印西消防署の建てかえ事業から継続して実施しているもので、結果としては先ほど議員がおっしゃいました国土交通省の防災拠点となる建築物に係る機能継続ガイドライン、これに合致するものと考えております。

次に、1の◎、業務継続計画、BCPはどのような計画が策定されているのかについてお答えします。初めに、災害対応に係る事項については、平成27年4月に全部改正をした当消防組合の消防計画に定めております。この計画は、当消防組合の組織力を地域住民の生命、身体及び財産の保護に発揮し、地域社会福祉の向上のため、平常時から非常時に至るまで災害の予防及び災害発生時の活動計画を立て、消防力の効果的な運用に徹することを目的としたものであります。また、当消防組合としては、個別の案件となりますけれども、新型インフルエンザ対策について業務継続計画が作成されております。同計画は、新型インフルエンザ蔓延期において別の災害が発生した場合にも継続業務を優先的かつ効率的に実施するために、講ずるべき措置等をあらかじめ定めたもので、大規模災害時にも対応するものです。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 私からは、救急、救助体制の充実強化について、具体的にどのような充実強化を図っていくのかについてお答えいたします。

まず、総務省消防庁のデータによると、2017年の救急出動件数のうち65歳以上の高齢者搬送が58.8%と占めており、当消防組合においてもこの同時期である一昨年の高齢者搬送の割合は52.3%でありました。このようなことから、構成市の高齢者福祉部局との情報共有を行うとともに、当該部局と連携し、その実

態把握に努め、活動時間の短縮を図ることや救急車の適正利用について、あらゆる機会を通じて広報していくことにより、増加する救急出動に対応していこうと考えております。また、昨年末第7次実施計画の中でお示ししましたとおり、人材育成といたしまして救急救命士の養成、指導救命士の養成及び救急標準課程の資格者病院研修を実施し、救急医療機関との連携により救急メディカルコントロール体制を構築し、救急業務高度化を推進することで、救急体制の充実強化を図っていくところでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） それでは、1つずつ伺ってまいります。

先ほどの消防庁舎、施設機能の充実、伺いました。ところが、これは1点目と2点目共通するものですから、これを一緒の内容にして伺ってまいります、とにかく防災拠点という位置づけがされております。その防災拠点で国交省が言っているような、その内容がやはりきちっと対応されていなければ、何かあったときにはこれは消防署の問題になってしまいます。ですから100%、いや、それ以上のことをしておきなさいというのがガイドラインに示されているわけですから、やはり業務計画というこのBCPのこと、これはきちっとある程度決めておかなければいけない。1点まずお伺いしますけれども、白井市は私が質問した後、何日後かにBCPの業務計画というものができました。それが11月に策定されたというものが出てきたのが12月5日です。私が12月3日に質問したら、5日の日に出てまいりました。それはどういうことが書いてあるかということ、端的に言いますと災害があったら3時間後には何ができるか、1日たったら何ができるかと、こういうふうに全部詳細に書いてあると、これはある程度やっておかなければならない。だから、国交省が示してきたと思うのですけれども、こういった計画は印西にあるかどうかわかりませんが、ごらんになりましたでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 白井市さんの計画というところでよろしければ、その計画については資料をいただいておりますので、確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） では、十分わかっていらっしゃると思いますけれども、それではこの消防としてはこういうものを今後つくっていくお考えですか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 消防の場合には大規模災害に対するということから始めますと、災害に即対応するというのがまずは原則かと思えます。その災害に対応できる、するための補助的な機関という部分までを災害時にも運用するということが必要かと思えます。そうするために消防としましては、先ほど言いましたとおり消防計画という大もとの計画がございます。これに付随しまして職員の参集方法、非番招集規定であるとか、また各災害対策本部の設置要綱であるとか、そういうものを定めておりますので、一定規模以上の災害が発生した場合には自動的にそれが発動されるようになっております。ですから、何時間以内というような取り決めはしておりませんが、即対応という格好で、そういう規定、要綱が発動されるような格好で、業務継続については動くようになっております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） この白井の計画書を見ますと、担当は危機管理課というところになっておりますけれども、そこが消防との連携というところが何点かあるのです。それは白井市あるいは印西市のほうと協議はしてあるのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 消防組合のほうにも災害時に消防対策本部の設置という要綱がございます。その要綱の中には大規模な災害が発生した場合には、構成市へ各1名ずつ職員を派遣するという規定になっております。そこで連絡調整をすることにはなっているのですが、現在のところ具体的にどういうところまでの話し合いはできておりませんので、今後の検討課題かと思えます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 市のほうとしては、やはりいざというときは、この消防の力が大変大事だというふうには思っておりますし、行政のほうも自衛隊とか消防に頼るところが大いにあるのではないかというふうに思います。そこで、やはり防災拠点として、ここの周りにも商業施設あるいは民家もございます。ここが防災拠点という認識がなくても、いつ起こるかわかりませんから、市民の方も入ってくるかもしれません。そういうときにやはりそういうことが起きたときには、その防災拠点はきちっと維持できる72時間ぐらいは維持できなければいけない、それはきちっとやりましょうというのがこのガイドラインなのですけれども、まだ話し合っていないということなのですけれども、今後検討していくという答弁をいただきました。いつ来るかわかりません。その辺をきちっと認識しながら、今後どう対応していくというふうに思っているのですか。これ今後と言うけれども、あす来るかもしれません。だからゆえにこれを早くやっておかなければいけないということなので、もう一度その認識というか考え方を、これ早くやらなければいけないわけです。義務づけられているのです。ペナルティーはありません。でも、そういうことが義務づけられています。防災拠点としての消防士はどういうふう考えているか、もう一度その考え方を伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） まず、繰り返しの答弁になるかもしれませんが、防災拠点としての考え方は、想定される災害が発生した場合にも庁舎機能これをしっかり維持できて、消防が目指す現場活動、それが実際にそういう活動にすぐにできるというように、庁舎が守られるというのがまず1点かと思えます。災害が発生した場合には、災害にまず即対応という考えがございます。市との協力というところになりますと、市のほうかも職員もそうでしょうし、消防団の方もそういう災害に当たろうかと思えます。そういったところとの協力関係というのは必要不可欠と考えておりますので、そういった部分については今後協議していきたい、そういう考えではございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 今、私が質問をしている中の災害というと自然災害が主に考えられているかなという



ふうに思うのですけれども、2020年、オリンピックです。成田に近いです。それから、印西市もたしかオリンピック会場になっていると思います。そういうことで国のほうが心配しているのはテロがあった場合はどうするのですかと、こういう問題も国のほうも言ってきているわけです。先ほど管理者から、テロに対するそういった災害に対する大きな災害があった場合の訓練に参加してきたというお話を伺いましたけれども、その辺はどのような体制ができていますか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 今、議員がおっしゃいました2020の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、消防組合としてということでございますが、当方では印旛地域メディカルコントロール協議会の中において、テロ災害における傷病者に対する手当ということになりますと、爆発事件とかということで、けがの種類も多数の方が瞬時になくなってしまうということの対応として、止血帯の使用を今年度は救急隊、消防隊に教えようということが、今総務省のほうと一緒にメディカルコントロールの中で試行的に進めております。このプログラムは指導者をまずメディカルコントロール協議会の中で養成し、それを31年度から職員全員を対象とした研修プログラムを実施していくという計画で今実施されております。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 大体消防本部のほうがこういった災害に対応していこうというお考えはわかりました。ところが、これは計画をつくりました。でも、これがいつ起こるか分からない災害、テロに対して、いつもいつも対応できる体制になっていなければいけないというのが更につけ加えてあるのです。それがCPDです。それはいろいろな免許を持った方たちが、そういったことに絶えず認識をしながら、そして自分のスキルを絶えず上げていくということになっているのですけれども、その辺に対する考え方というのは本部のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 今、議員がおっしゃったことに対しても、構成市と協議を重ねて今後調査研究したいと考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 考えておりますということですから、もうこの後改選になりますから、私もこの場に来ることはあるか、ないかわかりませんが、そういった大事な時期でございますので、そういったものはきちっとつくっていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、2項目めに入ります。その2項目めの答弁を伺いまして、救急体制、先ほど予算のときにもいろいろ伺いましたけれども、私はこの救急の質問をする中で、金曜日でしたか、消防長のほうではどういようなことを今後の救急体制考えているのだろうということで、こんなものが出てきました。200ページに書いてあるこれからの救急業務のあり方に関する検討会、これがやっぱり30年の3月に出ているのです。先ほど総務課長に伺ったら、わかっていますというお話でした。ですから、これについて伺ってみたいと思います。

この救急業務の大事なことというのは、まず人を助けるということが第1点なのですが、とにかく救急搬送は増えていきます。特に高齢者が多い、5割が高齢者、そのうちのなおかつ半分が中等症、かつて私

はこんなに救急の搬送が増えるのだったら、有料にしたらという考えをこの場で申し上げましたけれども、それはなかなか難しいことだと質問しました。ではどんどん増えることに対して先ほど定数、職員の充当率もまだ100%いかない。搬送は増えるは職員は増えないは、これをどうやったら、効率的な救急の業務をすることができるのだろうか、そこをまず考えていかなければいけないと思うのです。そこで、ここに書いてあること、この書いてあることは、救急判定度の実施、救急隊員の労務管理、応急手当の普及促進、テロ災害の対応力向上、救急統計の見直し、救急業務に関するフォローアップ、このようなことが書かれている。これをごらんになって、私がこれ質問にするに当たり、消防本部のほうでは、執行部のほうではどういうふうに、この救急業務のあり方をしていかなければいけないというふうにお考えだったのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 議員がおっしゃいました総務省消防庁の救急業務あり方検討会に関する検討事項ということで、今7項目をおっしゃったことでよろしいでしょうか。

それは、私どももそういうことがあると、検討会の報告書があるということは認識してございます。これに向けてということですが、1点ずつでよろしいでしょうか。まず、救急安心センターの事業、これは国では# 7119ということになっておりますが、同様なことについて千葉県救急安心センターとして# 7009ということで、これは県が対応してございます。しかしながら、今現在のところ曜日と時間的な制限がございますので、それについて千葉県消防長会の救急委員会というところで、この件に対して365日、24時間対応していただけないかということで意見書を提出してございます。それから... ..

○9番（竹内陽子） 議長、ちょっとよろしいですか。

○議長（近藤瑞枝） ちょっとお待ちください。

○9番（竹内陽子） 答弁中ですが、そういうことがあります。今全部お答えになろうとしておりますが、一問一答ですので、その一つずつの答弁は結構でございます。こちらからポイント、ポイントだけを伺っていきますので。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長にお聞きします。

今、竹内議員から今のようなお話がありましたけれども、今お答えすべき質疑はもう一度言ってもらわなくても大丈夫でしょうか。

警防課長。

○警防課長（石井幸夫） それでは、一点一点ということでございますので、質問していただければと思います。

○議長（近藤瑞枝） では、竹内議員、申しわけありません、もう一度質疑をお願いいたします。

○9番（竹内陽子） 先ほどそういったことがまとめられていますということをおっしゃりました。それについて答えてくださいではない。まとめられて、それをどう思っているのかというのは総体的に聞いたつもりなのですが、ではこれから1つずつ伺ってまいります。

まず、この消防署で救急搬送が中等症の搬送も多いことによって7009、これを先ほどもエレベーターにも張ってありましたけれども、このシステムの効果というのはどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 効果ということでございますので、平成30年度における救急安心電話相談、これは# 7009の利用率でございますが、当管内から聞いたのは533件でございます。そのうち印西市が52.5%、白井市が47.5%の比率となります。

以上です。

（「効果は」と言う人あり）

○警防課長（石井幸夫） 前年度から比べると、前年度途中でしたので議員から相談があったときにはまだ何十件という報告しかできませんでしたので、それから比べれば533件というのは住民がこの安心相談というところに印西市、白井市の住民が相談をこれだけ受けたということで効果はかなりあると考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） それでも搬送は増えていると、それは交通事故等もありましようけれども、高齢化という問題もあるかと思えますけれども、この効果が上がった分と搬送との関係というのは、どういうふうに捉えていますか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） まず、搬送件数が増えているということは、端的に申し上げれば去年は熱中症でかなり件数が増えているということで、その件数の増えないようにということで、さまざまな救急の適正利用ということも含めましてやっているところではございますが、減らないのが現状だということで認識しております。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 効果が上がっているということであれば、それは大いにもっとPRをしていただきたいと思いますが、市民にその話をしても、やはりなかなか知らないという方の意見のほうが多いです。どうぞPRをもっとしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それから、不要不急の119のコールがかなりあるというふうにあると思うのですけれども、では例えばこの検討会の報告書にあります判定制度というのがあるのですけれども、緊急度判定制度で、これによってどうなのでしょう、オーバートリアージになったりアンダートリアージになって、ちょっとメリット・デメリットはあると思うのですけれども、そういうのも多分ご存じだと思うのですけれども、その辺はどういうふう考えていらっしゃいますか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 緊急度判定の実施でございますが、まず当組合の印旛地域メディカルコントロール協議会の救急活動プロトコルというところがございまして、これに伴いまして緊急度の判定を実施してございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 実施しておりますですか。

○警防課長（石井幸夫） はい。

○9番（竹内陽子） わかりました。

それでは、実施している中で、つい最近ではないですね、29年5月から4人の認定指導救命士という方が最初4名誕生しました。その方々というのは、こういうような指導もなさるのでしょうか。判定というか、そういう指導もなさるのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） もちろん救急隊員の資質向上、それから教育ということでございますので、この指導救命士が担っているものと考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） たまたまこれホームページから出してきた最初の4人の方、これよく読んでみますと、消防長の指名により救急隊員の指導者としてということで、消防長の指名というふうに書いてある。どういった基準でこれは指名していくのですか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） まず、消防長の指名ということでございますので、指名をするには要件がございます。その要件が全部クリアされたものということで、消防長から任命していただいているというところでございます。その要件を申し上げますか。

○議長（近藤瑞枝） 反問がある場合は、議長の許可をとって議長経由でお願いします。

○警防課長（石井幸夫） 失礼しました。それでは、そういう要件で指名するということで定められてございます。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） おっしゃったので、せつかくですから伺います。どんな要件がございますでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 失礼しました。要件としては、階級が消防司令補以上の者、救急救命士、これは救急救命士法に規定する運用について、運用を開始してから5年以上の実務経験を有する者、更に気管挿管、薬剤投与、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保、それから輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖の投与の認定を受けた救急救命士、消防大学校救急科もしくは救急救命研修所指導救命士養成研修を修了した者ということになってございます。更には、印旛地域メディカルコントロール協議会が定める研修指導救命士として長期病院研修を修了した者、また第三者、日本救急医学会、J P T E C協議会等教育プログラムを受講している者ということで消防長が認める者となってございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 救急のいろいろな場面で大変医学的なお医者様が対応するような大変な業務までなさっているということもよくわかります。大変搬送が多くなるということは、それだけに救急隊のストレスも疲労も多くなってくると思いますけれども、その辺の労務管理というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 現在は具体的な指示はしてございません。ここに示されている救急業務あり方検討会の内容を調査検討いたしまして、今後実施していきたいと考えてございます。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） そこはとても大事なところで、この報告書の中でもやはり消防署というのは消防隊員が元気で活動できなければそれまでなわけですから、この労務管理をしっかりしなさい。そのためには隊員のアンケートをきちっととりなさいという、全国的に消防署の中でアンケートをとっているところは少ないのです、パーセンテージが。先ほどはとっておりませんがというお話ですけれども、これはやはり搬送が増えているわけですから、ぜひともアンケートをとっていただいて、どう改善すべきかということを引き出して対応していただきたいというふうに思います。女性の救急救命士もいらっしゃいます。その辺の配慮というのはもちろんふだんされていると思いますけれども、その労務管理を含めてどういう配慮を現在されているか、お伺いします。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 女性職員に対する労務管理ということですが、特に定めてはございません。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 特に掲げておりませんというのですけれども、本来消防のほうは女性の隊員を募集しています。どうぞ女性の方々も消防のほうに来てくださいというようなPRのポスターもよく見ます。そういう中で、こちらにも書いてあるのですけれども、女性の労務管理をしっかりしなさいというふうに書いてある。今、何か考えていないような話をちょっと伺いましたけれども、その辺は日ごろどういうふうにしていらっしゃるのですか。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 女性隊員の労務管理ということで、今ちょっと警防課長の考えていないということで発言をさせていただきたいのですが、実際は労働安全衛生法上も重いもの、30キロ以上のものを連続して持つてはいけないとか、有毒ガスのあるところには女性隊員は入ってはいけないとかっていろいろな規定がございます。それについては、十分対処するという考えから、女性隊員のいる救急隊が出動して、高層階から重い患者をおろすような場合は、ポンプ隊が同時に出動して、それを補助するとかというようなことも今現在もしております。そういう面では、女性隊員のためには救急隊長が考えて要請するなりなんなりした場合には、きちんとその対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 当然そうだろうなというふうには思っております。

それで、もう一つは隊員たちがお休みをとったときには、やはりストレス解消、時にはお酒を飲むこともあるでしょうけれども、今大変飛行機のパイロットも、それから警察でも、前の日に飲んだアルコールが抜けないというようなことで事件になっております。こちらはそういうことに対する体制というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 各署のほうにアルコールチェッカーというものを用意しています。各職員は登庁

した際、まずそのチェックを受けるような形で飲酒等に関しては管理しているところでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） そういうことで、きちっと対応されているのはわかりました。

それと、先ほど予算のほうにもものってございましたけれども、隊員の業務の軽減化の中にSPD、このことは予算の中に入っているのですけれども、このSPDのシステムですね、救急隊員の。

○議長（近藤瑞枝） それ質問でよろしいですか。

○9番（竹内陽子） SPDの開設ですね。

○議長（近藤瑞枝） それを質問。

○9番（竹内陽子） では、言います。救急車に乗ると、いろいろな物品を載せなければいけませんね、薬剤とか、そういったものを委託をして全部入れていただくわけですか。そうではなくて、購入されたものを隊員が全部救急車にするのですか、どういうふうになっているのですか。これは消防庁のほうではSPD方式をやって、隊員の労務を少しでも軽減させなさいというふうになっているのですが、そこで何っているのです。どういうふうになっておりますか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 今、議員がおっしゃいましたSPDでございますが、病院が使用する物品の調達、購入、使用、補充などの物品の一連の流れを一元化して、コストの削減とか原価管理というシステムを使っているのかということよろしいでしょうか。それですが、そういうシステムは私どものほうではシステムを導入してはおりません。ですから、消防予算によって救急に関する消耗品は警防課で購入して各所属にその都度なくなりす前に配付してございますのが現状でございます。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 何だかやっていません、やっていませんという答弁が多いのですけれども、これはいいか悪いかは別問題です。でも、救急隊員の労務ということの軽減ということでは大変一つの工夫ではないかということで、これも消防庁のほうで出ております。ですから、これは今すぐではなくても、一つの研究課題として検討していただきたいなというふうに思います。

あとは救急搬送がどんどん、どんどん増えている。高齢者が大分多くなってくる。こういう問題に対して国のほうも新聞に高齢者が多いのだということで、こうやって何回も新聞に出てくるのですけれども、その辺は福祉の分野と時々協議しなければいけないと思うのですけれども、そういったところはどのように検討されていますか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 福祉のほうとどういう協議をしているのかということでございますが、まずは高齢者福祉課などと在宅医療後方支援体制の構築に向けた会議等に参加いたしまして、在宅医療体制にかかわる救急活動を実施することにより、活動時間の短縮を図れること等をその会議において説明してございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子）　　そういう中で、改善ができたことはどんなことがあるのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝）　　警防課長。

○警防課長（石井幸夫）　　以前も申し上げたとおり、これは白井市も印西市もやっていますが、救急医療キット、これは市のほうでやっている患者情報を事前に記入しておいていただけるということと、消防組合から今度は介護施設に対して救急の要請に至った経緯の傷病者の病歴とか家族連絡など、記載情報の提供により、滞在時間の短縮を図る目的でお願いしているところですが、以前活動してどのぐらい使っているのということに対しては、何十件もいっていませんということでしたが、本年度調査したところ白井市においては81件の使用例があります。印西市においても64件のシートと使用実績があるということの結果として役に立っていると、病院に収容までの時間が短縮が図れているということで認識してございます。

　　以上です。

○議長（近藤瑞枝）　　9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子）　　今パーセンテージを利用されているのを聞いても、自治体によってばらつきがあります。やっぱりそういうものを上げていくためには、絶えず福祉のほうにそういうお願いをしていくとか、少しでも救急搬送の業務がスムーズにいくような、そういうことを絶えず考えていく場合には、そういう各自治体の高齢者問題が大きいわけですから、絶えずコンタクトをとって改善していただくものはしていただくというふうな連携をとらないと、今後やはりこの救急搬送というのはただ、ただ利用する方が増えてくるだけだと。どこでそれを減らすということではないのですけれども、抑えていくかということが大きな課題になると思います。ですから、この報告書があると思いますけれども、ぜひこれを今回十分参考にさせていただいて、救急業務が十分に行われることを願いまして、私の質問を終わります。

　　以上です。

○議長（近藤瑞枝）　　以上で竹内陽子議員の質問を終わります。

　　次に、7番、山田喜代子議員の発言を許します。

　　7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子）　　それでは、質問いたします。

　　1番、インフルエンザ対策について。インフルエンザの流行が急速に拡大しています。そこで、質問します。

①、住民の命を守る消防職員の接種状況はどうなっているのか、把握されているのでしょうか。

②、本人負担なしの接種を考えているのかどうか伺います。

　　2番、喫煙への考え。喫煙場所の設置場所について。

①、現在の状況はどうなっているか。

②、今後の対応はどうか。

　　3番、配食サービスについて。職員の食のあり方について。

①、苛酷な現場で働く職員の食の状況はどうなっているか。

②、勤務時間の長い職員の健康を保つため、どう食の改善を考えているのか。

③、労働に見合うカロリー摂取を考慮した配食サービス実施の考えはあるか伺います。

　　4番、パワハラ問題。根絶に向けて過去の把握と今後の対応をどうするのか伺います。

◎、2018年3月10日、千葉日報の報道でパワハラ問題があったことを知り得ました。しかし、報道とは異なり、何年も前から頻繁に行われ、署長室において数時間軟禁状態であったとの声も届いています。本人に全て状況、事実を確認したのかどうか。

◎、署長が原因で、または原因と思われることで精神を病んで療養した、もしくは身体に不調を来した職員はいなかったのか。

◎、職員にアンケートを行ったとのことだが、当時の消防署40名以外は行っていません。全ての職員にアンケートを行う必要があると考えます。実施の考えはあるか伺います。

◎、そもそもパワハラは、いつから行われていたのか、それは調査したのかどうか。

◎、パワハラ根絶のための対策をどう実施してきたのか、また根絶への考えを伺います。

以上、質問いたします。

○議長（近藤瑞枝） 執行部の答弁の時間ですが、ここで休憩したいと思います。2時半まで休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

---

再開 午後 2時27分

○議長（近藤瑞枝） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（豊田徳之） では、質疑に対して順次お答えさせていただきます。

初めに、1の◎、住民の命を守る消防職員の接種状況、インフルエンザ対策についてどうなっているのか、把握されているのかについてお答えします。当消防組合では、消防職員のインフルエンザの予防接種の状況については、調査等による把握は行っておりません。あくまで職員個人の判断により接種をお願いしているものでございます。

1の◎、本人負担なしの接種を考えているかについてお答えします。現状におきましては、本人負担なしのインフルエンザ予防接種の実施については考えてございません。

2、喫煙への考え、◎、現在の状況についてお答えします。全ての消防署において、喫煙場所は屋外に設置しているところでございます。

◎、今後の対応はどうかについてお答えいたします。平成30年7月25日の健康増進法の一部改正により、平成32年4月1日から、国、地方公共団体の行政庁舎は第1種施設と位置づけられ、受動喫煙防止のため、特定屋外喫煙場所以外での喫煙が禁止されることとなります。このような状況から、当消防組合としましては、消防本部及び各消防署の敷地内について全面禁煙とするものとしております。

次に、3、配食サービスについて、◎、苛酷な職場で働く職員の食の状況はどうなっているかについてお答えします。職員の食事につきましては、弁当などを持参する者、飲食店からの出前をとる者など、個人の対応となっているところでございます。

◎、勤務時間の長い職員の健康を保つため、どう食の改善を考えているのかについてお答えします。職員定期健康診断または人間ドックの結果から、生活の改善が必要とされる職員につきましては、所属長を



通じて医療機関での再検査または治療を受けることを指示しているところでございます。また、更に改善が必要な職員につきましては、千葉県市町村職員共済組合が実施する特定保健指導の対象とさせていただいているところでございます。これらの生活の改善の中には、食生活の改善も含まれているものと認識しております。

次に、◎、労働に見合うカロリー摂取を考慮した配食サービス実施の考えはあるかについてお答えします。現状におきましては、配食サービスの実施については考えておりません。◎でお答えしました現状のとおり、食事につきましては職員各自対応するべきものと考えてございます。

4、パワハラ問題、◎、2018年3月10日、千葉日報報道のパワハラ問題、本人に全て状況、事実を確認したのかについてお答えいたします。平成29年度意向調査において、パワーハラスメント行為をうかがわせる言動についての意見を記載した白井市消防署職員及びハラスメントを受けていると思われる当事者に対して、内容確認のため聞き取り調査を実施した結果を踏まえ、当該行為を行った本人に事実確認をしております。

◎、署長が原因または原因と思われることで精神を病んで治療した、もしくは身体に不調を来した職員はいなかったのかについてお答えいたします。今回の事案について確認した中では、療養や体調不良に至った者はいないものと把握してございます。

◎、職員のアンケート、当時の消防署40名以外の全ての職員にアンケートを実施の考えはあるかについてお答えします。初めに、職員アンケート実施者の人数でございますが、当時の白井消防署の勤務人数、署長を除く職員46名に対して実施したものでございます。

続きまして、全ての職員に対するアンケート実施の考えについては、例年所属長を除く全職員に対して実施しております職員意向調査の結果、必要と認められる場合には全ての職員を対象としたアンケートも検討したいと考えております。

◎、パワハラはいつから行われていたのか、調査したのかについてお答えします。数年前からパワーハラスメントに類似する行為があったことは把握しており、その都度当該所属長に対して注意してきたことは事実でございます。今回は、内部調査を実施した結果、パワーハラスメントに該当すると判断したため、一連の対応を実施したものでございます。

◎、パワハラ根絶のための対策をどう実施してきたのか、また根絶の考えについてお答えします。平成30年第2回議会定例会での山田議員からの一般質問に対する答弁の繰り返しとなりますが、パワーハラスメント事案につきましては、たびたびその発生が報じられた中、当消防組合といたしましては同様事案の発生がないよう適宜注意喚起を実施し、また平成29年4月に印西地区消防組合職員におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、更に同年8月には消防長からハラスメント防止宣言がされたところです。しかしながら、その後、本組合におきましても不本意ながらパワーハラスメント事案が発生いたしました。このことを受け、昨年4月26日に消防長から、全ての所属長に対しパワーハラスメントの防止について再度文書により通知がされました。今後の対策といたしましては、幹部職員等管理監督する立場にある職員に対する研修の機会をこれまで以上に充実させるとともに、またパワーハラスメント等の発生を防止する環境づくりとして、職員同士の信頼関係の構築を図っていくとともに、風通しのよい職場環境づくりのため、継続して努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） それでは、再質問します。

インフルエンザ対策についてです。これは組合として独自に現状を把握する考えはないのでしょうか。そのことについてお伺いします。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 組合として独自に現状を把握する考えはないかということですが、予防接種を含めインフルエンザの感染の防止につきましては、職員各自の健康管理の一貫として行うべきものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） つまり本人任せということなのです。現実としてインフルエンザにかかっている職員は何人いるのかって、そういうのを把握していますか。それも把握していませんか。職員のみならず、職員は弱っている人とか、そういう地域住民に対応するわけですから、地域住民の命を守る責任を負っているにもかかわらず、組合としては関知しない、把握しないということなのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） インフルエンザに限らず各種の感染予防というものなのですけれども、消防という仕事柄、特に必要のある一般の職業についている方と違って感染する可能性がある、例えばB型肝炎であるとか、あとは破傷風であるとか、そういった特殊なものについては公費を使っての接種というものを行ってきているところではございますが、インフルエンザに対しては特に消防だから特殊という部分はございませんので、職員個人個人に任せてあるところです。ただ、消防職員という立場から、当然自分の自覚の中からこういう接種は受けているものと考えてはございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 全然答えになっていないのです。インフルエンザにかかった職員を消防として把握していますかということです。それだけです。お答えください。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） インフルエンザにかかった場合には報告するようになっていきますので、それは把握してございます。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） では、それは消防署別に人数わかっていますか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 申しわけございません、今の時点では手元に資料はございません。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 後でそれは数字いただくにしても、つまりもう既にかかっているわけですから、いかにそれを食いとめるかということで、全員のインフルエンザをするようにという、そういうことをされ

ないのかどうか、ちょっとこれをもう一度確認したいと思います。ほかの病気とは違います。今インフルエンザが蔓延しているからこそ、私はインフルエンザに特化して質問しています。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） インフルエンザについては、予防接種をしたからかからないという問題ではございませんで、かかった場合にはある程度の期間職場において勤務をできないということがあります。接種をしても、しなくてもかかってしまった場合には、勤務できないというところからすると、一番の予防は手洗いだったり、うがいであったりというのが今新聞報道やテレビなんかでも行われるところでありまして。過去にもインフルエンザ、私どもでも予防接種をしていた時期が、もうかなり前になりますが、ありますが、結局予防接種をしても、インフルエンザの罹患する確率においてはそんなに差がないというようなこともありますので、軽く済むというところでは非常に本人としては体が楽であるというのはあるかと思いますが、おおむね5日間は勤務できないというのはインフルエンザに罹患した場合にはもう鉄則というか決まりですので、その部分ではやる、やらないにかかわらず、勤務ができる、できないというところがありますので、今のところ消防本部としては公費での対応は考えていないというところでもあります。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） はい、予防接種をしても、しなくてもとおっしゃいますけれども、実際には予防接種をしたら軽くなると今ご本人答弁しているわけですから、いかに職員の健康を守るかという立場に立っていないということがわかりましたので、次に進みます。

この半額補助はしませんと言っていますけれども、個人負担にしないで、せめて補助することによって接種率が上がると思いますけれども、その点について同じ答弁が返ってくると思いますけれども、改めて確認します。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） これにつきましても、要は当消防組合だけではなく、近隣の消防本部、印旛郡市内の消防本部の状況等を確認させていただきました。やはりそうしたところ職員のインフルエンザ接種に対しては公費による助成を行っている例はございませんでした。このような状況下から、当消防組合としても現在のところは補助というところは考えてございません。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 消防長が接種の重要性をわかっていないので、そういう答弁しかないと思いますけれども、実際にほかのところはやっていないからやらないのではなくて、印旛地区は積極的にやっているという先進的な立場を表明してほしいと思いますけれども、この場所ではそういう答弁が返ってこないようなので、次に移ります。

禁煙について、この特定屋外喫煙場所、この設置というのは考えているのですか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 特定屋外喫煙場所についてですけれども、改正後の健康増進法に規定されております特定屋外喫煙場所につきましては、現時点では要は外に煙を出さない屋外に設置する建物という概略

だけしかわかってございません。ですから、どのような設備が必要になるかという具体的な内容は示されておりませんが、相当の整備費用が必要になるものかと思われます。職員の健康管理という点からも、特定屋外喫煙場所を公費をもって整備するという点については、市民の皆様からご理解いただくことは厳しいものと認識しておりますことから、当該喫煙場所の設置については考えてございません。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 私は、喫煙を進めるという立場では全くありません。むしろ健康を害する喫煙というのは本当に禁止されるべきだというふうに考えているのです。ただし、この消防という仕事は非常に拘束時間が長い。全く全面禁煙というのは厳しいのではないかと思います。結構気分転換になるとかいてたばこ吸いますけれども、それは全く気分転換にならないのです。だけれども、本人がそう思うのだったら、拘束時間が長いのだったら、せめてその場所でも設置するというのは私はある程度必要ではないかなというふうに思っています。どの程度お金がかかるかわからないといいますが、試算とかほかの消防の場所でどういうことがあるかというのは、それはちょっと調査する必要があるのではないのでしょうか、その辺についてちょっと考えを改めて伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 健康管理というところを最優先させていただくものと法の趣旨というものを見させていただいて、この特定屋外喫煙場所ですか、その設置というものはまず考えてございません。現在消防組合の喫煙者率といいますか、そういうところなのですけれども、せんだっての健康診断の問診の結果としては四十数%というところでは認識しております。ただ、この健康増進法というものが施行されるまでの間、当組合もここまでにいうところ、線引きをこれからすることにはなろうかと思っておりますけれども、あしたからもう吸えませんと言っているわけではございませんので、そういう期間の間に職員には周知徹底させるというところで、もう今年に入ってからずっと所属長会議なんかの席でも言わせていただいて、職員には周知を図っているところではございます。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 配食サービスに移りたいと思います。白井は知りませんが、印西市では高齢者向けの配食サービスを実施しています。組合でも同時に消防職員向けの配食サービスの実施に向けて検討する考えはないでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 印西市では高齢者向けの配食サービスというものを実施しているということでしたが、先ほどの答弁のくり返しのなってしまうのですが、現状のとおり食事につきましては職員各自で対応すべきものと考えておりますことから、今現在においては配食サービスということを経営として実施するという考えはございません。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） そもそも高齢者みずから注意することが困難であるということとか、健康を保つための食として、印西市は配食サービスを実施しています。それに一般の企業では社員食堂も設置しています。消防は、何度も言いますが、拘束時間が長い、一人で2つのお弁当を持ってくるという現状で

す。つまり、心も体も健康であってこそ、職務に集中して緊急時に敏速に対応できるのではないのでしょうか。配食サービスについて、こういう希望している声も届いていますので、ちょっとアンケートという手法をとってもいいし、個々に聞いてもいいし、そういう職員の声を聞く考えはないのか、ちょっとその点について伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 今アンケートというようなお話があったかと思いますが、個別にこれに関してアンケートをとるといような考えは現在ございません。そういった要望も含めて毎年職員に対しては意向調査をいうものやっております。その中でそういう要望というところが出ようであれば、検討するものの一つとしては挙げられるかと思いますが、現在のところはそういう意見等は上がっておりませんというのが現状となります。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 4番のパワハラ問題についてです。⑩番として、どういう方法で確認したのか、お答えください。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） ⑩番について、どういう方法で確認したのかについてお答えします。

今回のハラスメントの行為に関連して、精神面での要はカウンセリングを受けた者であるとか、また医療機関を受診した者というところの報告はございません。また、事案発生後において特に問題なくその消防署のほうでも業務を行っている旨の報告を受けたものをもって確認したという格好をとらせていただいています。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） ちょっと角度を変えて質問しますが、ハラスメントに関連してということではなくて、職員が医療機関で受診して、あるいは療養休暇を取得したという職員、こういう状況を把握されていますか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 医療機関を受診したであるかということなのですけれども、ハラスメント行為に関してという話であれば、こちらとしては承知してございません。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） ちょっと私の聞き方がちょっとあれでしたけれども、職員が実際に医療機関で受診したり、あるいは療養休暇をとっている、そういう実態というのは職員の健康管理というか、その点については消防としては把握していますね、その確認です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員に伺います。

今のご質問ですが、これはパワハラ問題とは関係なしに、関係あるかどうかは抜きにして、そういった職員を把握しているかというご質問ですか。

山田議員。

○7番（山田喜代子） つまりハラスメントが原因で療養休暇をとったという声が届いていますので、そちらとしてはハラスメントではないというかもしれませんが、療養休暇をとった人がいるというのは把握していますね、そこです。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 療養休暇については、療養休暇等の申請がございますので、こういう理由で療養休暇をとったという部分については消防本部としては把握してございます。また、療養ではなく年次休暇で休んだという話であれば、年次休暇をとる際の理由というところがございます。それに書いてあるものに関しては消防本部という各所属ごとに把握している内容ではございます。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） ちょっと今の答弁で気になるのですけれども、年次休暇をとるときに理由というのを書かせるのですか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 当然年次休暇の申請となりますので、どういう理由でというのは必要となります。ただ、こういう理由だから与えないとか、そういうのはございません。とるべき権利はございますので、ただどういう理由でというところは記載するようにはなっております。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 済みません、ちょっと質問の主題から外れしまうのですけれども。

○議長（近藤瑞枝） 外れてはだめです。

○7番（山田喜代子） そういう答弁が返ってくると思わなかったもので、その答弁について伺います。年次休暇は理由は書く必要ありませんね。書かなければとれませんか。

○議長（近藤瑞枝） ちょっと待ってください。とりあえず質問通告の趣旨の範囲の中でご質問とご答弁をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 申請システムの中で、そういう項目がございますので、そこを入れて申請するようになっております。ただ、それがその理由によって要はとれない、とれるという、そういうところではございません。ですから、静養のためであるとか、そういうものを記載している部分ではございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） これはご答弁要りませんけれども、この休暇の取得に理由を書く必要ありません。それは労働基準法に書かれていると思いますけれども、それは後で確認しておいてください。次に移ります。

先ほど答弁の中で、職員意向調査表によってアンケートをとると言いますがけれども、そもそも職員意向調査というのは、職員がどこの部署に行きたいかというそれを書くのであって、最初に何が書かれているかということ、職員の名前、それと生年月日、所属、つまり自分の名前を書いて初めてどこに所属したいかという、その意向を調査するものであって、アンケートとは全く異なるものなのです。そのことについて職員意向調査ではなくて、そのパワハラに限ってのアンケート、その実施を求めますけれども、考えをも

う一度伺います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 確かに意向調査については、記名式でやっているものではございます。ただ、職員各自そういった意見があれば、そこにいろいろ書いてきているのも事実でございます。今回の案件についてもそこに書かれている内容から調査の必要があって発覚したものでございますので、意向調査というものを現状のままやらせていただいて、必要があればその先の調査という格好で進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 私がずっと求めているものは、職員の意向調査だけ、それではなくて、アンケートに限っての全ての職員についての考えを、また実際に行われたかどうかを聞くものであって、その辺の答弁を私は求めているのですけれども、そのことについて。先ほど答弁の中で、パワハラに類似する行為というふうに言われたのです。そういう答弁があったのですけれども、パワハラに類似する行為って何ですか。一度宣言しておきながら、また残念ながらパワハラが起こってしまったというように、全く根絶していなかったのです、そのときは。それをもとにパワハラに類似する行為という答弁がありました。どういう行為でしょうか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 類似する行為と言いましたのは、今回の事案が発覚する以前というようなものですけれども、要は職員に対して仕事上の観点から叱咤するというか、指導という部分がありまして、物の言い方であるとか、そういうところで今回ハラスメントとして認識したものと類似するものではありませんでしたが、その時点ではそういうふうに指導、言われたほうの側もとってございませんでしたので、そういう意見としては出ておりません。ですから、以前行ったものに関しては、うちのほうとしてはハラスメントがあったというところでは認識していなかったもので、類似というような言い方をさせていただきました。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 何かちょっと苦しい答弁というふうに私は捉えましたけれども、ハラスメント防止宣言がされたにもかかわらず、その後不本意ながらパワハラ事案が発生したというふうに言っています。職場ではなかなか、特に消防では印西市でもそうですけれども、組合がありませんからなかなか言えない上司には反論できません。まして署長という立場を利用しての部下に対してのパワハラは絶対に許されないものだと思っています。答弁にあるように、信頼関係を築くためにも風通しのいい職場環境づくりのためにも、職員が今どんな思いでいるのか、お互い双方の意見交流が必要だと思うのです。はっきり物を言うためにアンケート、それが必要だと思っています。前の議会でも、必要があればというふうに答弁されています。私は必要があるので、それを求めているので、そのことについてもう一度お考えを伺います。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） アンケートの件についてお答えさせていただきたいと思っております。

山田議員からは何度かそのアンケートをしたらどうかという提案はいただいておりますが、私どもと

しても今回の事案があって、その後も千葉県に窓口がある、国にも窓口がある、そして消防本部のほうにも窓口があるとアナウンスはしていますが、一向にその窓口に対しては通報がないというところからすると、何を根拠にアンケートをやるのかということもございます。それから、ハラスメントに、今回のパワーハラスメントに関してでもですが、消防の仕事の性質上、やはり現場活動の中であつたり、訓練の中であつたり、やはり多少はきつい言葉が出てしまうと、そのとり方によってもパワーハラスメントを受けたという職員もいるようにも聞いております。ただ、それが本当にパワーハラスメントだったか指導かという部分からすると、その線引きが非常に難しい部分もございますので、その内容を精査しながら、またその消防本部、国、県に通報があつた内容を見て調査をするというのが適切な対応であると私は考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 全く私の言っている趣旨がおわかりになっていない。県や国の窓口があるから、そこに通報すればいいのではないかということではなくて、消防長という責任柄、一生懸命働いている皆さんが、上司も部下も関係なく一緒になってこの業務を全うしようという、そういう風通しのいい人間関係をつくるために部下の言いたいことを聞いてくださいということです。そのパワハラに関連してだけアンケートをやってくださいということなのです。

パワハラについての認識は非常に間違っていると思いますので、ちょっと私は言いたいと思います。現場活動でいろいろときついことも言うかもしれないって、それはあります。ただ、セクハラにしてもパワハラにしても、受けた人がそう思ったら、それはハラスメントなのです。その辺の認識はもう少し考えていただきたいと思います。線引きは難しいのではないのです。自分がそう感じたら、受けたほうが感じたら、それはハラスメントに当たるのです。そういうことがあつたということをごちらのほうにも声が聞こえてきますので、私は消防としてアンケートをとってくださいと言っているのです。だから、本当になぜそんなにかたくなにアンケートを拒否するのか、私はわかりません。私は、パワハラを行った本人のみを責めるという立場ではありません。パワハラをした彼も、多分かつて上司にパワハラを受けて、それを踏襲したかもしれません。しかし、また受けた職員の心身の傷は深くて長くて、トラウマとなっているかもしれません。職員の思いを受けて、その思いを受けとめる、そういう考えがあるのなら、ぜひ実施していただきたいと思います。再度その質問をして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） パワーハラスメントとセクシュアルハラスメントの認識が同じというのはちょっと私も違うのではないかとございます。セクシャルハラスメントは、確かにその本人の受け取り方によりましてセクシュアルハラスメントというふうな認定を受けますが、パワーハラスメントの今回のように仕事上のという大前提がある場合は、パワーハラスメント、本人のとり方によってはパワーハラスメントになりますという部分が幾分ちょっと認識が違うのかなというところがあります。山田議員から再三アンケートをとったらどうかということがありますので、職員からそういう要望があれば、検討させてまいりたいと考えております。

以上です。



○7番（山田喜代子） ちょっといいですか。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 私これ最後にしますというけれども、職員が言えないから私のところに来るのです。なかなかそういう思ったことを言えないからこそ、ハラスメントが蔓延するわけです。ですから、私は消防職員の立場に立ってアンケートをとるようというふうに求めているわけです。職員が言わなければやらないということではなくて、こちらは住民の代表として、議員として質問しているわけですから、これはぜひ消防としてアンケートをとっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。答弁お願ひします。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） ちょっとわからないのが山田議員のほうには行って、なぜ県や国には行かないのかというのが非常によくわからないところがあるのですが、そういうことが本当にあるのであれば、私どももアンケートについては前向きに検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） よろしいですか。

以上で山田喜代子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

◎ 閉会の宣告

○議長（近藤瑞枝） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成31年第1回印西地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後3時02分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 近 藤 瑞 枝

署名議員 山 崎 幸 雄

署名議員 酢 崎 義 行